（4）水質検査結果概要及び水質検査計画について

平成24年度水質検査結果概要

奈良市水道局

目　次

１　水源水質試験成績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

１－１　河川経年変化

１－２　須川貯水池及び布目湖

２　浄水場水質試験成績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

３　給水栓水質試験成績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（付録）

１　定期水質試験一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

２　水質試験方法並びに成績の表示等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

1 水源水質試験成績

1－1 河川経年変化

水道水源である各河川の水質は、水質汚濁の指標となる塩化物イオン、TOC、アンモニア態窒素及び総リン等についてはほぼ横ばいの状況です。また、その他の項目においてもほぼ横ばいの状況で推移しています。

河川名	布目川 取水堰									
項目 ＼ 年度	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
試験回数	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
水温	13.7	14.9	14.3	14.2	14.6	14.8	14.4	14.9	14.5	14.5
一般細菌	1,600	760	960	1,800	1,800	2,300	1,700	3,400	2,200	1,000
大腸菌（MPN）(H15まで大腸菌群）	12,000	120	110	100	62	130	44	75	63	73
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	1.0	0.9
鉄及びその化合物	0.15	④ 0.14	④ 0.14	④ 0.22	④ 0.14	④ 0.13	④ 0.17	④ 0.16	④ 0.20	④ 0.22
ナトリウム及びその化合物	6.6	⑧ 6.9	7.8	7.0	6.9	7.2	6.3	6.8	7.1	6.7
マンガン及びその化合物	0.043	④ 0.039	④ 0.037	④ 0.047	④ 0.033	④ 0.034	④ 0.037	④ 0.032	④ 0.041	④ 0.033
塩化物イオン	7.6	7.8	9.5	7.9	7.9	8.5	6.9	7.9	8.5	8.0
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	32.7	⑧ 33.6	37.0	35.1	35.4	35.1	31.7	32.4	31.7	30.3
陰イオン界面活性剤	0.02未満	―	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	2.3	2.2	2.5	2.5	2.1	2.2	2.2	2.2	2.0	2.1
pH値	7.65	7.5	7.6	7.7	7.5	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6
臭気	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	微藻臭	弱藻臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	弱藻臭	微藻臭
色度	10	8	8	8	6.2	8.7	9.3	9.1	8.6	8.0
濁度	2.1	2.4	2.3	2.5	2.4	3.1	2.7	2.9	2.5	2.7
電気伝導率	114	109	118	110	110	109	99	101	103	101
総アルカリ度	24.5	④ 25.0	④ 28.4	④ 26.4	④ 27.3	④ 27.3	④ 24.9	④ 24.6	④ 23.6	④ 23.3
総リン	0.02	④ 0.02	④ 0.03	④ 0.03	④ 0.03	④ 0.03	④ 0.03	④ 0.02	④ 0.03	④ 0.03
アンモニア態窒素	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01	0.01	0.01未満	0.01未満
総窒素	1.4	④ 1.4	④ 1.2	④ 1.3	④ 1.2	④ 1.2	④ 1.1	④ 1.0	④ 1.1	④ 1.0

注）値は平均値である。また、○内は年間試験回数を示す。

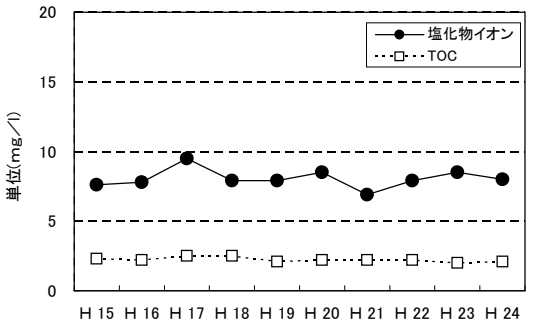

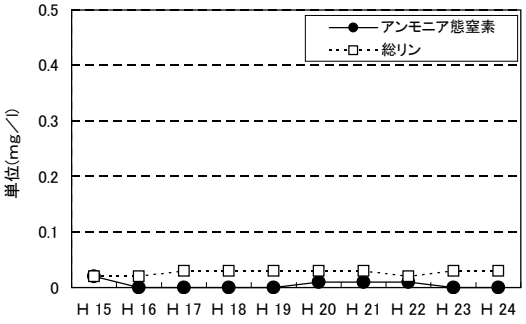

河川名	白砂川 取水堰									
項目 ＼ 年度	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
試験回数	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
水温	12.5	14.1	13.4	13.9	13.6	13.5	13.2	13.2	13.1	13.2
一般細菌	5,400	2,400	7,800	15,000	7,000	10,000	22,000	12,000	3,900	3,400
大腸菌（MPN）(H15まで大腸菌群）	27,000	370	540	430	220	1,600	330	440	230	420
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
鉄及びその化合物	0.44	④ 0.27	④ 0.33	④ 0.51	④ 0.43	④ 0.33	④ 0.32	④ 0.39	④ 0.24	④ 0.34
ナトリウム及びその化合物	6.1	⑧ 6.3	6.3	6.3	6.5	6.3	6.2	6.2	6.4	6.1
マンガン及びその化合物	0.061	④ 0.048	④ 0.048	④ 0.074	④ 0.056	④ 0.053	④ 0.050	④ 0.051	④ 0.044	④ 0.051
塩化物イオン	6.0	6.0	6.5	6.2	6.4	6.4	6.1	6.0	5.9	6.0
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	36.0	⑧ 37.8	41.8	40.1	42.8	41.3	40.0	38.0	36.0	36.0
陰イオン界面活性剤	0.02未満	―	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	2.1	1.9	2.7	2.5	1.9	2.0	1.9	1.9	1.5	1.7
pH値	7.72	7.7	7.6	7.8	7.6	7.8	7.8	7.7	7.8	7.7
臭気	弱藻臭＋微土臭	弱石鹸様臭	微石鹸様臭	微石鹸様臭	微石鹸様臭	微下水臭	微下水臭＋微藻臭	微下水臭	微藻臭	微藻臭
色度	21	11	15	14	10	12	12	13	8.8	9.5
濁度	12	4.2	8.2	6.3	3.6	6.0	3.2	4.8	2.7	3.4
電気伝導率	116	113	121	117	122	117	112	108	106	108
総アルカリ度	28.2	④ 30.0	④ 30.8	④ 29.0	④ 33.6	④ 33.0	④ 30.3	④ 29.6	④ 29.0	④ 28.9
総リン	0.06	④ 0.04	④ 0.08	④ 0.06	④ 0.05	④ 0.06	④ 0.04	④ 0.03	④ 0.04	④ 0.05
アンモニア態窒素	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01
総窒素	1.5	④ 1.4	④ 1.6	④ 1.6	④ 1.3	④ 1.3	④ 1.2	④ 1.1	④ 1.1	④ 1.1

注）値は平均値である。また、○内は年間試験回数を示す。

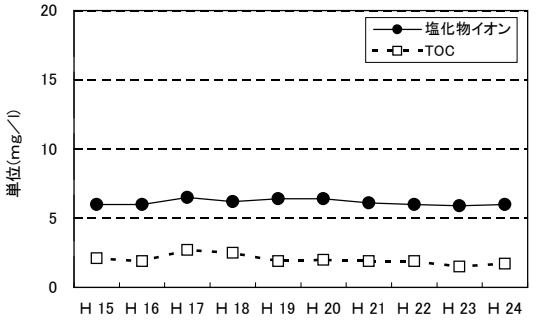

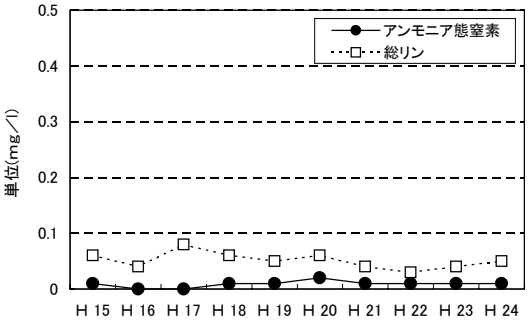

河川名	須川貯水池 取水塔									
項目 ＼ 年度	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
試験回数	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
水温	14.8	16.0	15.7	15.6	16.2	16.5	14.9	15.5	15.6	15.8
一般細菌	1,000	550	640	810	880	1,000	1,200	1,400	490	310
大腸菌（MPN） (H15まで大腸菌群)	4,600	65	44	43	36	42	53	57	33	45
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.1	1.1	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8
鉄及びその化合物	0.21	④ 0.21	④ 0.22	④ 0.23	④ 0.22	④ 0.20	④ 0.22	④ 0.23	④ 0.21	④ 0.22
ナトリウム及びその化合物	6.5	⑧ 6.8	7.5	6.9	6.8	7.0	6.2	6.6	6.7	6.5
マンガン及びその化合物	0.058	④ 0.062	④ 0.056	④ 0.059	④ 0.059	④ 0.055	④ 0.051	④ 0.052	④ 0.053	④ 0.061
塩化物イオン	7.1	7.0	8.6	7.3	7.3	7.9	6.5	7.1	7.2	7.2
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	33.7	⑧ 35.3	38.6	36.8	37.3	36.3	33.3	34.4	33.5	32.2
陰イオン界面活性剤	0.02未満	―	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	2.5	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1
pH値	7.63	7.6	7.7	7.7	7.6	7.7	7.6	7.6	7.7	7.7
臭気	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	藻臭	微藻臭	微藻臭	微藻臭	弱藻臭 +微魚臭	微藻臭
色度	12	10	10	10	8.3	8.9	11	10	9.8	9.0
濁度	4.1	4.8	4.7	4.8	4.4	5.0	4.8	4.6	4.7	4.8
電気伝導率	115	111	120	114	113	112	102	104	104	104
総アルカリ度	26.3	④ 27.5	④ 30.3	④ 29.0	④ 28.5	④ 29.4	④ 26.8	④ 27.0	④ 26.3	④ 26.0
総リン	0.03	④ 0.04	④ 0.04	④ 0.04	④ 0.04	④ 0.04	④ 0.04	④ 0.03	④ 0.04	④ 0.03
アンモニア態窒素	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01未満	0.01未満
総窒素	1.3	④ 1.3	④ 1.2	④ 1.3	④ 1.3	④ 1.2	④ 1.2	④ 1.1	④ 1.1	④ 1.3
透明度	1.49	1.59	1.45	1.60	1.55	1.54	1.33	1.48	1.43	1.47

注）値は平均値である。また、○内は年間試験回数を示す。

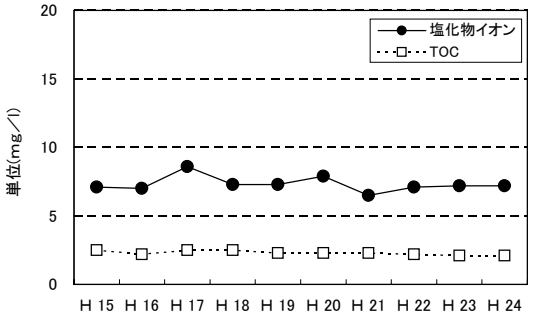

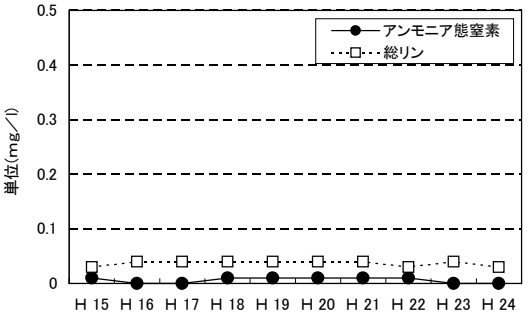

河川名	木津川 大河原発電所放流口1km下 ながれ橋									
項目 ＼ 年度	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
試験回数	6	4	12	12	12	12	12	12	12	12
水温	16.1	17.3	16.4	15.7	16.5	16.5	15.7	16.1	15.9	15.9
一般細菌	5,800	2,200	2,800	4,800	5,000	2,600	6,700	4,500	5,500	1,200
大腸菌（MPN）(H15まで大腸菌群）	18,000	300	270	340	220	250	360	370	380	200
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9
鉄及びその化合物	0.24	③ 0.18	④ 0.25	④ 0.34	④ 0.25	④ 0.29	④ 0.24	④ 0.22	④ 0.24	④ 0.22
ナトリウム及びその化合物	8.9	9.2	10.0	9.0	10.1	9.0	8.6	8.7	8.5	8.2
マンガン及びその化合物	0.038	③ 0.025	④ 0.055	④ 0.037	④ 0.044	④ 0.042	④ 0.039	④ 0.032	④ 0.046	④ 0.031
塩化物イオン	9.5	10.2	11.0	9.4	10.9	9.3	9.1	9.3	8.8	8.4
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	34.2	35.3	39.2	36.8	40.3	37.2	35.8	37.0	35.2	33.8
陰イオン界面活性剤	0.02未満	―	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	―	―	―	―
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	2.3	2.2	2.7	2.3	2.2	2.0	2.2	2.0	1.8	1.8
pH値	7.65	7.8	7.6	7.7	7.6	7.7	7.8	7.7	7.8	7.7
臭気	弱下水臭	弱下水臭＋弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	微下水臭	微下水臭	弱下水臭	弱下水臭	微下水臭
色度	12	9	11	10	8.6	8.5	12	9.8	8.7	8.0
濁度	3.4	4.1	6.2	4.6	3.3	4.1	4.4	4.0	3.9	3.9
電気伝導率	129	125	133	125	136	121	117	118	118	117
総アルカリ度	28.9	③ 28.3	④ 32.3	④ 25.8	④ 33.9	④ 32.3	④ 29.6	④ 30.9	④ 28.6	④ 28.8
総リン	0.07	0.07	④ 0.08	④ 0.09	④ 0.09	④ 0.07	④ 0.07	④ 0.07	④ 0.07	④ 0.07
アンモニア態窒素	0.08	0.03	0.05	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07
総窒素	1.4	1.3	④ 1.5	④ 1.4	④ 1.4	④ 1.2	④ 1.2	④ 1.2	④ 1.2	④ 1.1

注）値は平均値である。また、○内は年間試験回数を示す。

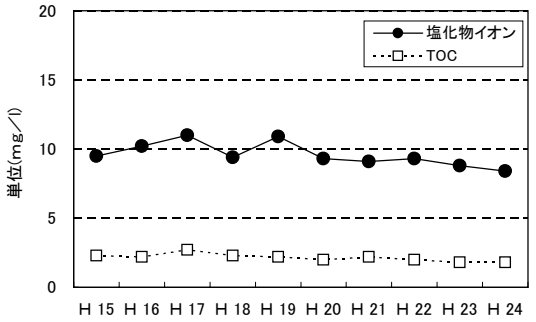

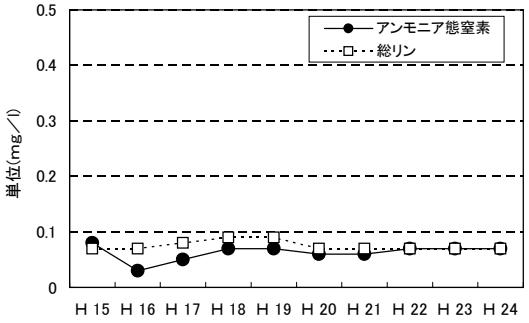

河川名	木津川 左岸 木津浄水場取水塔(平成15,16年度は着水井)									
項目 ＼ 年度	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
試験回数	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
水温	15.1	16.0	16.2	15.6	16.4	16.2	16.4	16.6	16.4	16.9
一般細菌	2,700	840	2,100	3,800	7,800	2,800	48,000	5,600	1,400	800
大腸菌（MPN）(H15まで大腸菌群）	8,800	84	120	320	180	380	150	91	96	96
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	1.1	1.1	0.9
鉄及びその化合物	0.21	④ 0.18	④ 0.19	④ 0.31	④ 0.27	④ 0.25	④ 0.16	④ 0.19	④ 0.17	④ 0.22
ナトリウム及びその化合物	9.1	⑧ 9.3	10.1	9.1	9.8	8.9	8.4	8.7	8.4	8.1
マンガン及びその化合物	0.028	④ 0.027	④ 0.037	④ 0.036	④ 0.050	④ 0.049	④ 0.029	④ 0.032	④ 0.024	④ 0.024
塩化物イオン	10.0	9.5	10.9	9.4	10.8	9.3	9.1	9.2	8.6	8.3
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	35.4	⑧ 35.5	39.8	37.4	40.6	37.3	36.1	37.0	35.2	34.2
陰イオン界面活性剤	0.02未満	―	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満	④ 0.02未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	2.1	1.8	2.4	2.2	1.9	1.8	1.8	1.8	1.6	1.6
pH値	7.66	7.6	7.7	7.7	7.5	7.6	7.6	7.7	7.7	7.7
臭気	弱藻臭＋微下水臭	微下水臭	弱下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭
色度	10	7	9	9	8.1	7.3	8.0	8.3	6.7	6.3
濁度	3.2	3.7	4.3	4.3	3.6	3.8	4.0	3.5	2.8	2.9
電気伝導率	132	123	137	127	137	123	117	120	117	117
総アルカリ度	28.6	④ 28.6	④ 32.8	④ 26.1	④ 33.0	④ 31.6	④ 29.3	④ 29.8	④ 28.0	④ 28.9
総リン	0.06	⑤ 0.06	④ 0.07	④ 0.08	④ 0.06	④ 0.06	④ 0.06	④ 0.06	④ 0.06	④ 0.05
アンモニア態窒素	0.02	0.01	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.02	0.02	0.03
総窒素	1.5	⑤ 1.4	④ 1.5	④ 1.5	④ 1.4	④ 1.3	④ 1.2	④ 1.2	④ 1.2	④ 1.0

注）値は平均値である。また、○内は年間試験回数を示す。

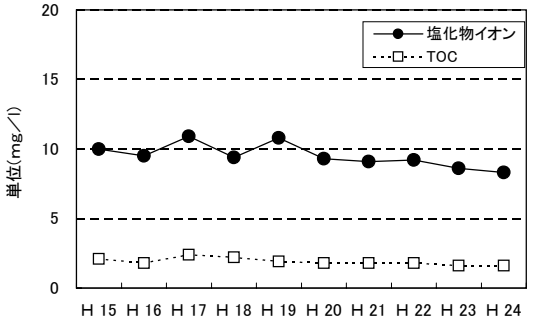

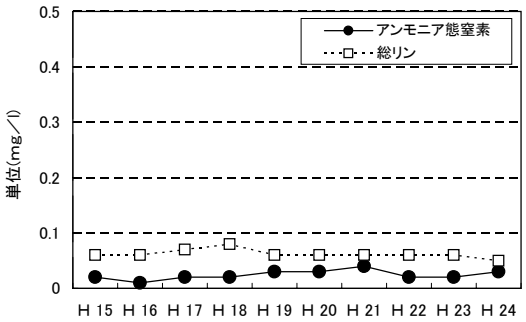

１－２　須川貯水池及び布目湖

須川貯水池では、１年を通して珪藻類のキクロテラが優占種としてみられました。また、4月にはクリプト藻類のクリプトモナスも多くみられました。布目湖の表層水（0m）では、4月及び6月にクリプト藻類のクリプトモナスが増殖しました。その他の月では珪藻類のキクロテラが優占種としてみられました。なお、浄水場で発生するろ過閉塞等の特に問題となる生物障害はみられませんでした。また、須川貯水池及び布目湖の理化学的な水質は、例年と比較してもほとんど変動がなく安定していました。

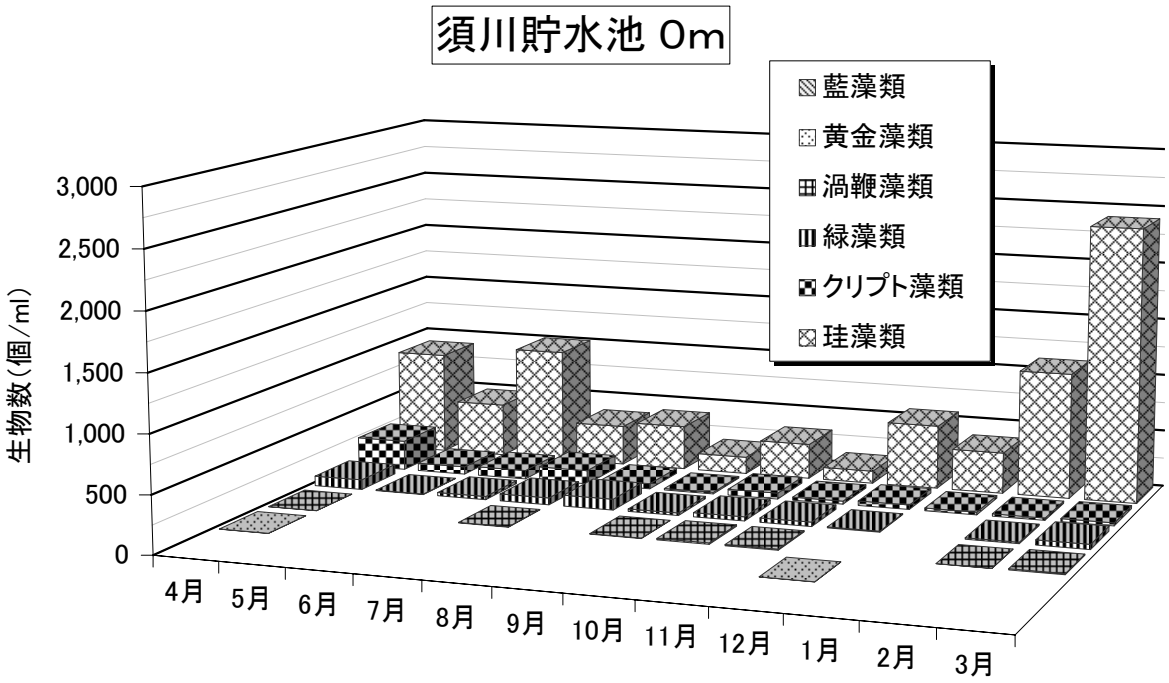

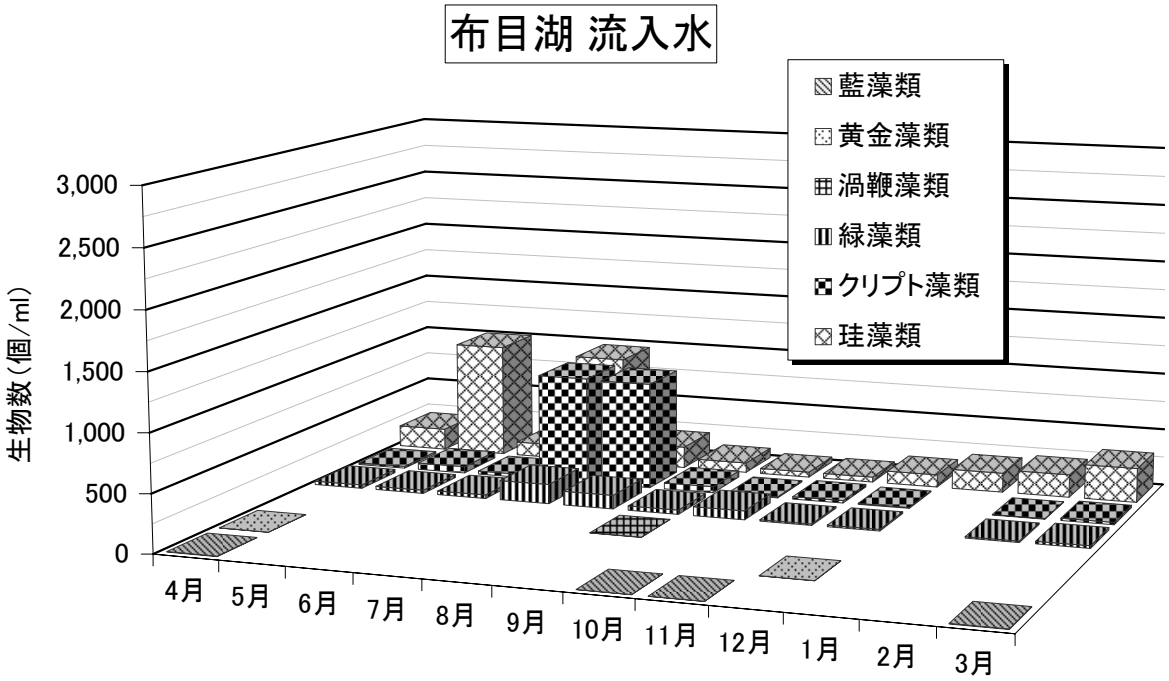

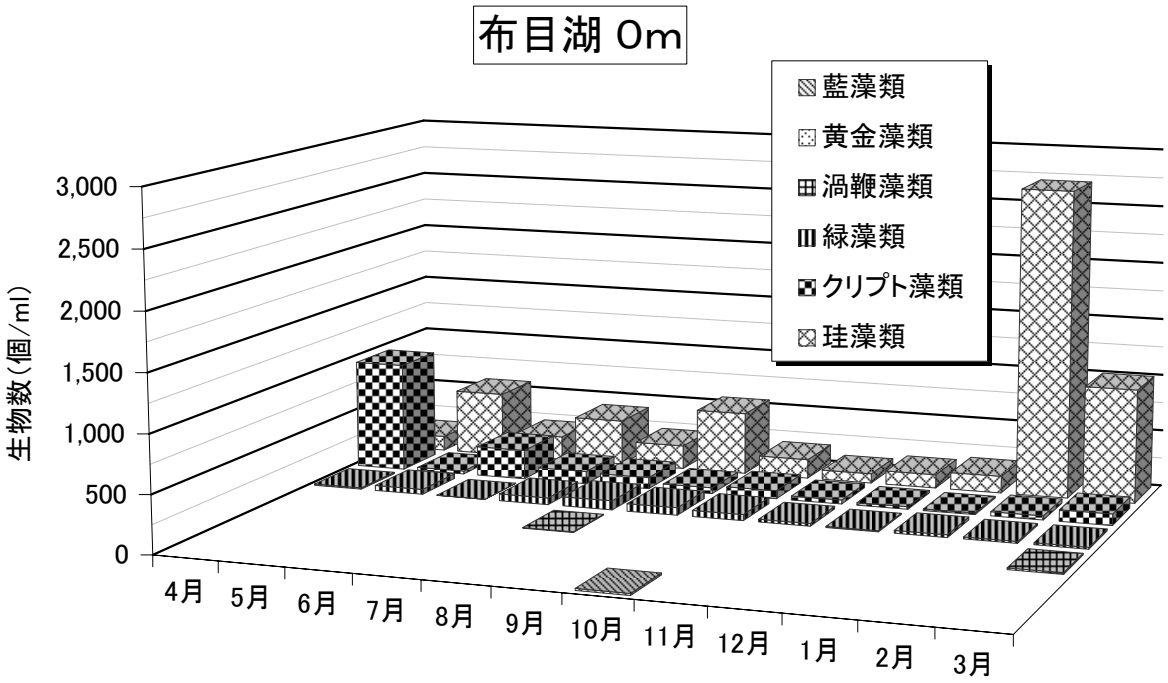
布目湖 0m
藍藻類
黄金藻類
渦鞭藻類
緑藻類
クリプト藻類
珪藻類
生物数（個/ml）
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

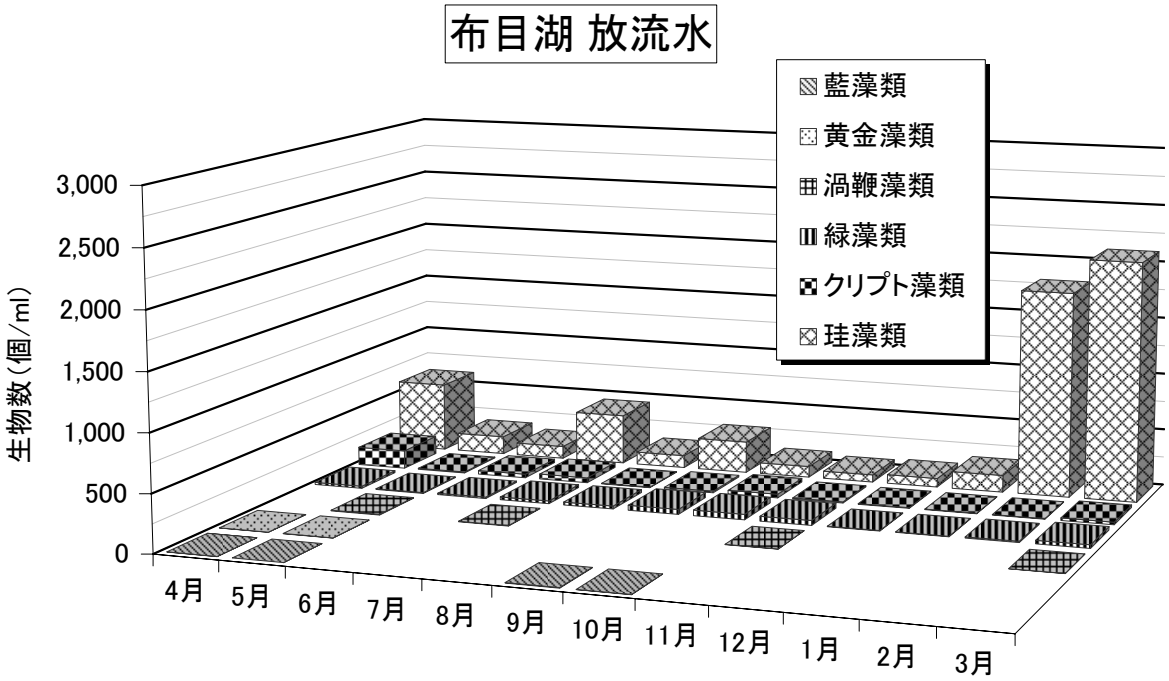
布目湖 放流水
藍藻類
黄金藻類
渦鞭藻類
緑藻類
クリプト藻類
珪藻類
生物数（個/ml）
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

２ 浄水場水質試験成績

適正な浄水処理が実施されているかを確認するため、浄水場の原水、沈でん水、ろ過水及び浄水について、水質基準項目の50項目、水質管理目標設定項目の19項目及び奈良市独自に行っている項目の１１項目の検査を実施しました。原水については、カドミウム、水銀及びシアンのような人の健康に悪影響を与える物質は検出されていません。また、浄水についても水質基準項目すべてで基準値を満たしています。

採水場所			緑ヶ丘浄水場							
			原水				浄水（大渕系）			
検査項目		※基準値	最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
	気温	―	31.6	4.1	17.9	12	31.6	4.1	17.9	12
	水温	―	25.2	6.0	15.4	12	26.5	6.0	16.1	12
水質基準項目	一般細菌	100集落 以下	2,300	90	550	12	2	0	0	12
	大腸菌	検出されないこと	110	4	47	12	―	―	検出せず	12
	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	12	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	12
	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.0	0.6	0.8	12	1.0	0.6	0.8	12
	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.11	0.07	0.08	12	0.08	0.05	0.07	12
	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.01	0.01未満	0.01	12	0.01	0.01	0.01	12
	四塩化炭素	0.002 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ベンゼン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	塩素酸	0.6 以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	11	0.06	0.05未満	0.05未満	12
	クロロ酢酸	0.02 以下	―	―	―	0	0.001	0.001未満	0.001未満	4
	クロロホルム	0.06 以下	―	―	―	0	0.012	0.003	0.008	4
	ジクロロ酢酸	0.04 以下	―	―	―	0	0.008	0.004	0.006	4
	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	―	―	―	0	0.001	0.001未満	0.001未満	4
	臭素酸	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001	0.001未満	0.001	4
	総トリハロメタン	0.1 以下	―	―	―	0	0.016	0.005	0.011	4
	トリクロロ酢酸	0.2 以下	―	―	―	0	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	―	―	―	0	0.004	0.002	0.003	4
	ブロモホルム	0.09 以下	―	―	―	0	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ホルムアルデヒド	0.08 以下	―	―	―	0	0.002	0.001未満	0.001	4
	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.20	0.03	0.09	12	0.02	0.01未満	0.01	12
	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.38	0.22	0.28	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.6	5.6	6.7	12	12.3	9.0	10.3	12
	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.10	0.040	0.066	12	0.001	0.001未満	0.001未満	12
	塩化物イオン	200 以下	10.4	5.8	7.6	12	16.8	12.5	14.9	12
	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	37.0	31.5	33.6	12	37.0	33.0	34.5	12
	蒸発残留物	500 以下	108	79	92	4	109	80	91	4

注） 大腸菌は原水についてはMPN、浄水については100ml中の値を表す。また、※印については浄水にのみ適用される。

採水場所			緑ヶ丘浄水場							
			原水				浄水（大渕系）			
検査項目		※基準値及び目標値	最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
水質基準項目	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4
	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000004	0.000001未満	0.000001	12	0.000002	0.000001未満	0.000001	12
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000009	0.000001未満	0.000002	12	0.000005	0.000001未満	0.000001	12
	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
	フェノール類	0.005 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	2.8	1.4	2.0	12	1.2	0.9	1.0	12
	pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.1	7.4	12	7.5	7.1	7.3	12
	味	異常でないこと	―	―	―	0	―	―	異常なし	12
	臭気	異常でないこと	―	―	微藻臭	12	―	―	異常なし	12
	色度	5 以下	16	6.5	10	12	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12
	濁度	2 以下	9.6	3.1	5.9	12	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12
水質管理目標設定項目	アンチモン及びその化合物	0.015 以下	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	12	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	12
	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	0.0001	0.0001未満	0.0001	12	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	12
	ニッケル及びその化合物	0.01 以下(暫定)	0.001	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	亜硝酸態窒素	0.05 以下(暫定)	0.01	0.01未満	0.01未満	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	トルエン	0.2 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	―	―	―	0	0.002	0.001未満	0.001	4
	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	―	―	―	0	0.004	0.001未満	0.002	4
	農薬類（検出値と目標値の比の和）	1 以下	0.0	0.0	0.0	4	0.0	0.0	0.0	4
	残留塩素	1 以下	―	―	―	0	1.45	1.10	1.35	4
	遊離炭酸	20 以下	―	―	―	0	5.3	3.1	4.2	4
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3 以下	11.3	5.0	7.9	12	2.6	1.6	2.1	12
	臭気強度（TON）	3 以下	25	3	10	4	2	1	2	4
	腐食性（ランゲリア指数）	-1～0	―	―	―	0	-1.7	-2.0	-1.8	4
	従属栄養細菌	2,000集落 以下	24,000	1,200	8,500	12	0	0	0	12
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
その他の項目	遊離残留塩素	(0.1 以上)	―	―	―	0	1.30	0.90	1.15	12
	総アルカリ度	―	29.0	25.0	27.1	12	25.5	22.5	24.1	12
	総酸度	―	―	―	―	0	6.0	3.5	4.8	4
	アンモニア態窒素	―	0.04	0.01未満	0.01	12	―	―	―	0
	カルシウム硬度	―	29.0	24.5	26.4	12	28.5	26.0	27.2	12
	マグネシウム硬度	―	8.0	6.5	7.2	12	8.0	7.0	7.4	12
	電気伝導率	―	113	94	105	12	140	120	131	12
	紫外線吸光度	―	866	365	562	12	169	126	142	12
	クリプトスポリジウム	―	0	0	0	4	0	0	0	4
	ジアルジア	―	0	0	0	4	0	0	0	4
	嫌気性芽胞菌	―	1	0	0	4	―	―	―	0

採水場所			木津浄水場							
			原水				浄水			
検査項目		※基準値	最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
	気温	―	28.8	2.5	17.1	12	28.8	2.5	17.1	12
	水温	―	26.7	5.8	15.9	12	27.2	5.8	16.3	12
水質基準項目	一般細菌	100集落 以下	9,800	170	2,700	12	1	0	0	12
	大腸菌	検出されないこと	460	4	170	12	―	―	検出せず	8
	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	12	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	12
	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.002	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.2	0.8	1.0	12	1.3	0.8	1.0	12
	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.12	0.07	0.08	12	0.10	0.05未満	0.07	12
	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03	0.02	0.02	12	0.04	0.02	0.03	12
	四塩化炭素	0.002 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ベンゼン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	塩素酸	0.6 以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	11	0.17	0.05未満	0.08	12
	クロロ酢酸	0.02 以下	―	―	―	0	0.001	0.001未満	0.001未満	4
	クロロホルム	0.06 以下	―	―	―	0	0.017	0.003	0.008	4
	ジクロロ酢酸	0.04 以下	―	―	―	0	0.010	0.003	0.006	4
	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	―	―	―	0	0.002	0.001	0.002	4
	臭素酸	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	総トリハロメタン	0.1 以下	―	―	―	0	0.025	0.007	0.014	4
	トリクロロ酢酸	0.2 以下	―	―	―	0	0.01	0.01未満	0.01未満	4
	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	―	―	―	0	0.007	0.003	0.005	4
	ブロモホルム	0.09 以下	―	―	―	0	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ホルムアルデヒド	0.08 以下	―	―	―	0	0.002	0.001	0.002	4
	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.01	0.01未満	0.01未満	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1.9	0.07	0.77	12	0.04	0.01	0.02	12
	鉄及びその化合物	0.3 以下	1.7	0.16	0.55	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	ナトリウム及びその化合物	200 以下	9.4	5.9	7.7	12	12.6	7.6	9.9	12
	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.33	0.016	0.076	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	塩化物イオン	200 以下	11.5	6.1	8.9	12	15.2	10.6	13.1	12
	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	37.0	29.0	33.8	12	39.0	28.0	34.0	12
	蒸発残留物	500 以下	129	82	105	4	101	79	86	4

注） 大腸菌は原水についてはMPN、浄水については100ml中の値を表す。また、※印については浄水にのみ適用される。

採水場所			木津浄水場							
			原水				浄水			
検査項目		※基準値及び目標値	最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
水質基準項目	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4
	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000003	0.000001未満	0.000001	12	0.000004	0.000001未満	0.000002	12
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000010	0.000001未満	0.000001	12	0.000010	0.000001未満	0.000001	12
	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.009	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
	フェノール類	0.005 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	2.2	0.7	1.6	12	1.3	0.6	1.0	12
	pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.0	7.4	12	7.6	7.3	7.4	12
	味	異常でないこと	―	―	―	0	―	―	異常なし	12
	臭気	異常でないこと	―	―	微下水臭	12	―	―	異常なし	12
	色度	5 以下	28	3.0	12	12	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12
	濁度	2 以下	29	3.2	12	12	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12
水質管理目標設定項目	アンチモン及びその化合物	0.015 以下	0.0001	0.0001未満	0.0001	12	0.0001	0.0001未満	0.0001	12
	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	12	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	12
	ニッケル及びその化合物	0.01 以下(暫定)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12	0.001未満	0.001未満	0.001未満	12
	亜硝酸態窒素	0.05 以下(暫定)	0.03	0.01未満	0.01	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	トルエン	0.2 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	―	―	―	0	0.002	0.001未満	0.001	4
	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	―	―	―	0	0.003	0.001	0.002	4
	農薬類(検出値と目標値の比の和)	1 以下	0.0	0.0	0.0	4	0.0	0.0	0.0	4
	残留塩素	1 以下	―	―	―	0	1.70	1.35	1.54	4
	遊離炭酸	20 以下	―	―	―	0	3.5	2.6	2.9	4
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	有機物等(過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量)	3 以下	18.4	2.7	9.0	12	2.7	1.1	2.0	12
	臭気強度(TON)	3 以下	5	3	5	4	2	2	2	4
	腐食性(ランゲリア指数)	-1～0	―	―	―	0	-1.5	-1.8	-1.6	4
	従属栄養細菌	2,000集落 以下	110,000	1,500	48,000	12	1	0	0	12
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
その他の項目	遊離残留塩素	(0.1 以上)	―	―	―	0	1.45	0.80	1.20	12
	総アルカリ度	―	30.0	22.0	26.8	12	30.5	20.0	24.7	12
	総酸度	―	―	―	―	0	4.0	3.0	3.3	4
	アンモニア態窒素	―	0.08	0.01未満	0.03	12	―	―	―	0
	カルシウム硬度	―	28.5	22.0	26.0	12	30.5	21.5	26.2	12
	マグネシウム硬度	―	8.5	7.0	7.8	12	8.5	6.5	7.8	12
	電気伝導率	―	132	98	116	12	149	104	128	12
	紫外線吸光度	―	556	126	353	12	196	73	139	12
	クリプトスポリジウム	―	3	0	1	4	0	0	0	4
	ジアルジア	―	0	0	0	4	0	0	0	4
	嫌気性芽胞菌	―	1	0	1	4	―	―	―	0

３ 給水栓水質試験成績

水道法に基づき、給水栓で水質基準項目５０項目の検査を実施しました。すべての項目において水質基準を十分に満たしているのはもちろんのこと、水質基準に準じた水質管理目標設定項目の１７項目や、奈良市独自に行っている７項目についても検査を実施し、水道水が安全であることを確認しています。

採水場所			学園大和町一丁目				鳥見町四丁目			
		系統	緑ヶ丘(急速大渕系)				緑ヶ丘(急速大渕系)＋御所(県営水道)			
		経由	大渕配水池				鳥見配水塔			
検査項目		基準値	最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
	気温	―	29.4	2.6	15.4	12	29.4	2.6	15.4	12
	水温	―	28.0	8.3	17.6	12	27.9	7.8	16.5	12
水質基準項目	一般細菌	100集落 以下	1	0	0	12	1	0	0	12
	大腸菌	検出されないこと	―	―	検出せず	12	―	―	検出せず	12
	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.0	0.6	0.8	12	1.0	0.6	0.8	12
	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.08	0.06	0.07	12	0.08	0.06	0.07	12
	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.01	0.01	0.01	4	0.01	0.01	0.01	4
	四塩化炭素	0.002 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ベンゼン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	塩素酸	0.6 以下	0.06	0.05未満	0.05未満	12	0.11	0.05未満	0.05未満	12
	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002	0.001未満	0.001	4	0.003	0.001未満	0.002	4
	クロロホルム	0.06 以下	0.026	0.008	0.016	4	0.027	0.009	0.018	4
	ジクロロ酢酸	0.04 以下	0.021	0.006	0.012	4	0.022	0.006	0.013	4
	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.002	0.001	0.001	4	0.002	0.001	0.001	4
	臭素酸	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	4	0.001	0.001未満	0.001	4
	総トリハロメタン	0.1 以下	0.037	0.013	0.024	4	0.038	0.015	0.026	4
	トリクロロ酢酸	0.2 以下	0.02	0.01未満	0.01	4	0.02	0.01未満	0.01	4
	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.009	0.004	0.007	4	0.009	0.005	0.007	4
	ブロモホルム	0.09 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.003	0.001	0.002	4	0.003	0.001	0.002	4
	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02	0.01	0.01	4	0.02	0.01	0.01	4
	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.9	9.7	10.2	4	10.0	9.5	9.8	4
	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4

採水場所			学園大和町一丁目				鳥見町四丁目			
		系統	緑ヶ丘(急速大渕系)				緑ヶ丘(急速大渕系)＋御所(県営水道)			
		経由	大渕配水池				鳥見配水塔			
検査項目		基準値及び目標値	最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
水質基準項目	塩化物イオン	200 以下	17.0	12.4	14.6	12	17.4	12.3	14.0	12
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	37.0	32.5	34.5	4	38.0	31.5	34.5	4
	蒸発残留物	500 以下	186	80	127	4	211	90	137	4
	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4
	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000002	0.000001未満	0.000001	12	0.000002	0.000001未満	0.000001	12
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000003	0.000001未満	0.000001	12	0.000002	0.000001未満	0.000001	12
	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
	フェノール類	0.005 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1.3	0.9	1.0	12	1.2	0.8	1.0	12
	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.2	7.4	12	7.6	7.3	7.5	12
	味	異常でないこと	―	―	異常なし	12	―	―	異常なし	12
	臭気	異常でないこと	―	―	異常なし	12	―	―	異常なし	12
	色度	5 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12
	濁度	2 以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12
水質管理目標設定項目	アンチモン及びその化合物	0.015 以下	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	4
	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	ニッケル及びその化合物	0.01 以下(暫定)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	亜硝酸態窒素	0.05 以下(暫定)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	トルエン	0.2 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	0.004	0.001	0.003	4	0.003	0.002	0.003	4
	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	0.010	0.003	0.006	4	0.010	0.003	0.006	4
	残留塩素	1 以下	1.05	0.80	0.90	4	1.05	0.70	0.89	4
	遊離炭酸	20 以下	3.5	2.6	3.1	4	2.6	2.2	2.5	4
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	有機物等(過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量)	3 以下	2.3	1.5	1.8	12	2.1	1.5	1.8	12
	臭気強度(TON)	3 以下	2	1	1	4	2	1	2	4
	腐食性(ランゲリア指数)	-1～0	-1.8	-1.9	-1.8	4	-1.7	-1.8	-1.7	4
	従属栄養細菌	2,000集落 以下	2	0	0	12	1	0	0	12
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
その他の項目	遊離残留塩素	(0.1 以上)	0.90	0.60	0.71	12	0.90	0.55	0.72	12
	総アルカリ度	―	26.5	22.5	24.9	4	26.5	24.5	25.4	4
	総酸度	―	4.0	3.0	3.5	4	3.0	2.5	2.9	4
	カルシウム硬度	―	29.0	25.5	27.0	4	30.0	25.0	27.5	4
	マグネシウム硬度	―	8.0	7.0	7.4	4	8.5	6.0	7.1	4
	電気伝導率	―	140	122	130	12	140	120	129	12
	紫外線吸光度	―	174	118	137	4	166	120	132	4

採水場所			鳴川町				古市町			
		系統	木津				桜井(県営水道)			
		経由	奈良阪配水池				白川配水池			
検査項目		基準値	最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
	気温	―	29.6	2.6	16.7	12	29.6	2.6	16.6	12
	水温	―	28.5	7.8	17.7	12	26.9	6.6	15.3	12
水質基準項目	一般細菌	100集落 以下	0	0	0	12	1	0	0	12
	大腸菌	検出されないこと	―	―	検出せず	12	―	―	検出せず	12
	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.3	0.7	1.0	12	0.8	0.6	0.7	12
	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.09	0.06	0.07	12	0.09	0.06	0.07	12
	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.03	0.01	0.02	4	0.02	0.01	0.01	4
	四塩化炭素	0.002 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ベンゼン	0.01 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	塩素酸	0.6 以下	0.10	0.05未満	0.05未満	12	0.08	0.05未満	0.05未満	12
	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002	0.001未満	0.001	4	0.001	0.001未満	0.001	4
	クロロホルム	0.06 以下	0.025	0.007	0.015	4	0.015	0.008	0.011	4
	ジクロロ酢酸	0.04 以下	0.012	0.004	0.007	4	0.012	0.007	0.010	4
	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.004	0.002	0.003	4	0.002	0.001未満	0.001	4
	臭素酸	0.01 以下	0.001	0.001未満	0.001	4	0.001	0.001未満	0.001未満	4
	総トリハロメタン	0.1 以下	0.041	0.014	0.026	4	0.024	0.011	0.017	4
	トリクロロ酢酸	0.2 以下	0.01	0.01未満	0.01	4	0.01	0.01	0.01	4
	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.012	0.005	0.008	4	0.007	0.003	0.005	4
	ブロモホルム	0.09 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.002	0.002	0.002	4	0.003	0.002	0.003	4
	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02	0.01未満	0.01	4	0.02	0.01未満	0.01	4
	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.01	0.01未満	0.01	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	ナトリウム及びその化合物	200 以下	10.9	9.1	9.8	4	9.2	6.5	7.9	4
	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4

採水場所			鳴川町				古市町			
		系統	木津				桜井(県営水道)			
		経由	奈良阪配水池				白川配水池			
検査項目		基準値及び目標値	最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
水質基準項目	塩化物イオン	200 以下	15.5	12.2	13.8	12	13.3	9.5	11.6	12
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	38.5	30.5	33.3	4	51.0	37.5	44.0	4
	蒸発残留物	500 以下	202	89	131	4	182	84	122	4
	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4
	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000002	0.000001未満	0.000001	12	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	12
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000002	0.000001未満	0.000001未満	12	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	12
	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
	フェノール類	0.005 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1.1	0.8	0.9	12	0.9	0.7	0.8	12
	pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.4	7.4	12	7.5	7.3	7.4	12
	味	異常でないこと	―	―	異常なし	12	―	―	異常なし	12
	臭気	異常でないこと	―	―	異常なし	12	―	―	異常なし	12
	色度	5 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12
	濁度	2 以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12
水質管理目標設定項目	アンチモン及びその化合物	0.015 以下	0.0001	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0003	0.0002	0.0002	4
	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	ニッケル及びその化合物	0.01 以下(暫定)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	亜硝酸態窒素	0.05 以下(暫定)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12	0.01未満	0.01未満	0.01未満	12
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4
	トルエン	0.2 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	0.003	0.001	0.002	4	0.002	0.001未満	0.001	4
	抱水クロラール	0.02 以下(暫定)	0.008	0.002	0.004	4	0.006	0.002	0.003	4
	残留塩素	1 以下	1.05	0.90	0.98	4	1.10	0.70	0.90	4
	遊離炭酸	20 以下	3.5	2.2	3.1	4	4.4	3.5	3.9	4
	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	有機物等(過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量)	3 以下	2.2	1.4	1.7	12	1.9	1.3	1.6	12
	臭気強度(TON)	3 以下	1	1	1	4	2	1	2	4
	腐食性(ランゲリア指数)	-1～0	-1.7	-1.8	-1.7	4	-1.3	-1.7	-1.5	4
	従属栄養細菌	2,000集落 以下	1	0	0	12	1	0	0	12
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
その他の項目	遊離残留塩素	(0.1 以上)	0.85	0.65	0.76	12	0.85	0.55	0.73	12
	総アルカリ度	―	27.5	22.5	24.5	4	41.5	28.0	34.4	4
	総酸度	―	4.0	2.5	3.5	4	5.0	4.0	4.4	4
	カルシウム硬度	―	29.5	24.0	25.9	4	39.5	29.0	33.9	4
	マグネシウム硬度	―	9.0	6.5	7.4	4	11.5	8.5	10.1	4
	電気伝導率	―	142	119	131	12	155	114	141	12
	紫外線吸光度	―	162	112	131	4	113	90	104	4

（付録）

1 定期水質試験一覧表（平成24年度水質検査計画に基づく）

水質基準項目		基準値	過去3年間の最高値	過去の検査結果から法令上設定される検査回数	検査頻度設定理由
1	一般細菌	100集落/mL以下	2 集落/mL	月1回	①
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	*(1)0.001 mg/L未満	年4回	③
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 mg/L未満	3年1回	⑥
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.004 mg/L	年4回	⑤
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	3年1回	⑥
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	年4回	③
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1.3 mg/L	年1回	②
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.09 mg/L		
12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.03 mg/L	3年1回	⑥
13	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0001 mg/L未満		
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
16	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
19	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
20	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.26 mg/L	年4回	③
21	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.004 mg/L		④
22	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.036 mg/L		
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	0.025 mg/L		
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.004 mg/L		
25	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L		③
26	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.057 mg/L		④
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L		
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.014 mg/L		
29	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.001 mg/L未満		
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.007 mg/L		③
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01 mg/L	3年1回	⑥
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L		
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.07 mg/L	年4回	⑤
34	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01 mg/L未満	3年1回	⑥
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	13.2 mg/L		
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.002 mg/L		
37	塩化物イオン	200 mg/L以下	20.8 mg/L	月1回	①
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	59.5 mg/L	年1回	⑥
39	蒸発残留物	500 mg/L以下	132 mg/L	年4回	⑤
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L未満	3年1回	⑥
41	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000005 mg/L	月1回	①
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000004 mg/L		
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005 mg/L未満	年4回	⑦
44	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 mg/L未満	3年1回	⑥
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	1.4 mg/L	月1回	①
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.9		
47	味	異常でないこと	異常なし		
48	臭気	異常でないこと	異常なし		
49	色度	5 度以下	2.0 度		
50	濁度	2 度以下	0.4 度		

注）（ ）の数字は平成24年度の水質検査の実績を示す。
【 】は検査計画で検査頻度を設定していない場合の検査実績を示す。
*(1)カドミウム及びその化合物は平成22年度より基準値が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に変更となったため、表示下限値を0.0001mg/Lとします。

検査頻度（回／年）											水　質　基　準　項　目	
市内	浄水場								水源			
給水栓	出口（浄水）		（ろ過水）		（沈でん水）		入口（原水）		ダム湖	河川		
	木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘				
12	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	―	12	一般細菌	1
12	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	―	12	大腸菌	2
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	カドミウム及びその化合物	3
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	水銀及びその化合物	4
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	セレン及びその化合物	5
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	鉛及びその化合物	6
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	ヒ素及びその化合物	7
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	六価クロム化合物	8
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	シアン化物イオン及び塩化シアン	9
12	12	12	―	―	―	―	12	12	4	12	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10
12	12	12	―	―	―	―	12	12	4	12	フッ素及びその化合物	11
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	ホウ素及びその化合物	12
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	四塩化炭素	13
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	1,4-ジオキサン	14
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	15
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	ジクロロメタン	16
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	テトラクロロエチレン	17
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	トリクロロエチレン	18
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	ベンゼン	19
4(12)	4(12)	4(12)	―	―	―	―	4(11)	4(11)	―	―	塩素酸	20
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	クロロ酢酸	21
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	クロロホルム	22
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	ジクロロ酢酸	23
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	ジブロモクロロメタン	24
4	4	4	―	―	―	―	【4】	【4】	―	―	臭素酸	25
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	総トリハロメタン	26
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	トリクロロ酢酸	27
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	ブロモジクロロメタン	28
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	ブロモホルム	29
4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	ホルムアルデヒド	30
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	亜鉛及びその化合物	31
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	アルミニウム及びその化合物	32
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	鉄及びその化合物	33
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	銅及びその化合物	34
4	48(48)	48(52)	―	―	―	―	48(48)	48(52)	4	12	ナトリウム及びその化合物	35
4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	マンガン及びその化合物	36
12	12	12	―	―	―	―	12	12	4	12	塩化物イオン	37
4	48(48)	48(52)	―	―	―	―	48(48)	48(52)	4	12	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	38
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	―	蒸発残留物	39
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	陰イオン界面活性剤	40
12	12(45)	12(47)	―	―	―	―	12(45)	12(47)	4(4、12)	【7、12】	ジェオスミン	41
12	12(45)	12(47)	―	―	―	―	12(45)	12(47)	4(4、12)	【7、12】	2-メチルイソボルネオール	42
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	非イオン界面活性剤	43
4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	フェノール類	44
12	48(48)	48(52)	【48】	【52】	【48】	【52】	48(48)	48(52)	4	12	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	45
12	48(48)	48(52)	【48】	【52】	【48】	【52】	48(48)	48(52)	12(4、12)	12	pH値	46
12	48(48)	48(52)	―	―	―	―	―	―	―	―	味	47
12	48(48)	48(52)	【48】	【52】	【48】	【52】	48(48)	48(52)	12(4、12)	12	臭気	48
12	48(48)	48(52)	【48】	【52】	【48】	【52】	48(48)	48(52)	4	12	色度	49
12	48(48)	48(52)	【48】	【52】	【48】	【52】	48(48)	48(52)	4	12	濁度	50

【検査頻度設定理由】

①	法令により、1か月に1回の検査が義務づけられている項目です。
②	過去3年間の検査結果から、1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、一斉分析及び精度管理等のため、1か月に1回の検査を行います。
③	法令により、3か月に1回の検査が義務付けられている項目です。
④	法令により、3か月に1回の検査が義務付けられている項目ですが、濃度が高くなる夏季には、更に頻度を上げて検査を行います。
⑤	過去3年間の検査結果から、検査頻度を省略できないため、3か月に1回の検査を行います。
⑥	過去3年間の検査結果から、3年又は1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全や性状の確認等のため、3か月に1回の検査を行います。
⑦	定量下限値が基準値の5分の1を上回る項目であり、安全や性状の確認等のため、3か月に1回の検査を行います。

水質管理目標設定項目		目標値	検査頻度（回／年）											備考
			市内	浄水場								水源		
			給水栓	出口（浄水）		（ろ過水）		（沈でん水）		入口（原水）		ダム湖	河川	
				木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘			
1	アンチモン及びその化合物	0.015 mg/L以下	4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	
2	ウラン及びその化合物	◎ 0.002 mg/L以下	4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	
3	ニッケル及びその化合物	◎ 0.01 mg/L以下	4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	
4	亜硝酸態窒素	◎ 0.05 mg/L以下	12	12	12	―	―	―	―	12	12	4	12	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	
6	削除	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	
7	削除	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	
8	トルエン	0.4 mg/L以下	4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.1 mg/L以下	―	4	4	―	―	―	―	4	4	―	―	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	※1
11	削除	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	※1
13	ジクロロアセトニトリル	◎ 0.01 mg/L以下	4	【4】	【4】	―	―	―	―	―	―	―	―	
14	抱水クロラール	◎ 0.02 mg/L以下	4	【4】	【4】	―	―	―	―	―	―	―	―	
15	農薬類（102項目）	検出値と目標値の比の和として1以下	―	4	4	―	―	―	―	4	4	―	―	
16	残留塩素	1 mg/L以下	4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	4	48（48）	48（52）	―	―	―	―	48（48）	48（52）	4	12	※2
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	12	12	【12】	【12】	【12】	【12】	12	12	4	4	
19	遊離炭酸	20 mg/L以下	4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	
21	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	0.02 mg/L以下	4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	
22	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3 mg/L以下	12	48（48）	48（52）	【48】	【52】	【48】	【52】	48（48）	48（52）	―	―	
23	臭気強度（TON）	3 以下	必要時（4）	必要時（4）	必要時（4）	―	―	―	―	必要時（4）	必要時（4）	必要時（4）	必要時（0）	
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	―	※2
25	濁度	1 度以下	12	48（48）	48（52）	【48】	【52】	【48】	【52】	48（48）	48（52）	4	12	
26	pH値	7.5程度	12	48（48）	48（52）	【48】	【52】	【48】	【52】	48（48）	48（52）	12（4、12）	12	
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	
28	従属栄養細菌	◎2,000集落/mL以下	12	12	12	―	―	―	―	12	12	―	―	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	4	4	4	―	―	―	―	4	4	―	【4】	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	4	12	12	【48】	【52】	【48】	【52】	12	12	4	4	※2

【注】目標値に◎印があるのは、暫定目標値を示す。
（ ）の数字は平成24年度の水質検査の実績を示す。
【 】は検査計画で検査頻度を設定していない場合の検査実績を示す。

※1：奈良市では、消毒剤として二酸化塩素を用いていないため、亜塩素酸・二酸化塩素の検査を行いません。
※2：水質基準項目と重複するため、水質基準項目のデータをそのまま運用した。

その他の水質項目		基準値又は目標値	検査頻度（回／年）											備考
			市内	浄水場								水源		
			給水栓	出口（浄水）		（ろ過水）		（沈でん水）		入口（原水）		ダム湖	河川	
				木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘	木津	緑ヶ丘			
1	気温	―	12	48（48）	48（52）	【48】	【52】	【48】	【52】	48（48）	48（52）	12	12	
2	水温	―	12	48（48）	48（52）	【48】	【52】	【48】	【52】	48（48）	48（52）	12	12	
3	遊離残留塩素	―	12	48（48）	48（52）	【48】	【52】	【48】	【52】	―	―	―	―	
4	電気伝導率	―	12	48（45）	48（49）	【45】	【49】	【45】	【49】	48（45）	48（49）	4(3)	12	
5	総アルカリ度	―	4	48（48）	48（52）	【48】	【52】	【48】	【52】	48（48）	48（52）	―	4	
6	総酸度	―	4	4	4	―	―	―	―	―	―	―	―	
7	カルシウム硬度	―	4	48（48）	48（52）	―	―	―	―	48（48）	48（52）	4	12	
8	マグネシウム硬度	―	4	48（48）	48（52）	―	―	―	―	48（48）	48（52）	4	12	
9	生物化学的酸素要求量（BOD）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	4	
10	化学的酸素要求量（COD）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	4	4	
11	溶存酸素（DO）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	12(11)	―	
12	酸素飽和百分率	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	12(11)	―	
13	紫外線吸光度（×10-4）	―	4	48（48）	48（52）	―	―	―	―	48（48）	48（52）	4	12	
14	総リン	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	4	4	
15	アンモニア態窒素	―	―	―	―	―	―	―	―	48（48）	48（52）	4	12	
16	総窒素	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	4	4	
17	溶性鉄	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	4	―	
18	溶性マンガン	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	4	―	
19	クロロフィルa	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	4	―	
20	生物数	―	―	―	―	―	―	―	―	12	12	12	12	※3
21	透明度	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	12	12	※4
22	クリプトスポリジウム及びジアルジア	―	―	1(4)	1(4)	―	―	―	―	4	4	―	―	
23	嫌気性芽胞菌	―	―	―	―	―	―	―	―	4	4	―	―	

【注】（ ）の数字は平成24年度の水質検査の実績を示す。
【 】は検査計画で検査頻度を設定していない場合の検査実績を示す。

※3：ダム湖については、須川貯水池の0m及び布目ダム湖の流入水、0m及び放流水について行った。
：水源河川については、須川貯水池の0m及び布目ダム湖の放流水について行った。
※4：水源河川については、須川貯水池についてのみ行った。

２　水質試験方法並びに成績の表示等

主として厚生労働省告示第261号、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により検査を行う。これに定めない検査項目については、上水試験方法（日本水道協会2011年度版）等による。その項目別の検査方法並びに成績の表示は第１表のとおり、【水質基準項目】、【水質管理目標設定項目】、【その他の項目】及び【農薬類】として示した。

なお、【水質基準項目】の大腸菌については、浄水場原水を含む水源等は定量法により検査し、浄水場沈でん水以降の処理過程中の水を含む浄水は、定性法により検査した。

臭気については平均値の欄に最も頻度の高いものを表示し、処理過程中の水を含む浄水の塩素臭は「異常なし」として表示した。

さらに、【水質管理目標設定項目】の農薬類は総農薬方式で表示した。また、消毒剤として二酸化塩素を用いていないため、亜塩素酸及び二酸化塩素の検査を行わない。

表中では、検査方法名の一部を次のように略記した。

誘導結合プラズマ質量分析法	ICP-MS法
パージ・トラップガスクロマトグラフ質量分析法	PT-GC-MS法
ガスクロマトグラフ質量分析法	GC-MS法
高速液体クロマトグラフ法	HPLC法
液体クロマトグラフ質量分析法	LC-MS法

(P)はポジティブモード、(N)はネガティブモードを示す。

第1表　検査項目別試験方法並びに成績表示

【水質基準項目】

検査項目		単位	水質基準値	表示下限値	検査方法	表示方法 最小単位	表示方法 有効桁数
一般細菌		集落/mℓ	100 以下	1	標準寒天培地法	1位	2
大腸菌	定性	―	検出されないこと	―	特定酵素基質培地法	―	―
	定量	MPN/100mℓ		1	特定酵素基質培地法〔MPN〕	1位	2
カドミウム及びその化合物		mg/ℓ	0.003 以下	0.0001	ICP-MS法	小4位	2
水銀及びその化合物		〃	0.0005 以下	0.00005	還元気化－原子吸光光度法	小5位	2
セレン及びその化合物		〃	0.01 以下	0.001	ICP-MS法	小3位	2
鉛及びその化合物		〃	0.01 以下	0.001	〃	小3位	2
ヒ素及びその化合物		〃	0.01 以下	0.001	〃	小3位	2
六価クロム化合物		〃	0.05 以下	0.001	〃	小3位	2
シアン化物イオン及び塩化シアン		〃	0.01 以下	0.001	イオンクロマトグラフ－ポストカラム吸光光度法	小3位	2
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		〃	10 以下	0.1	イオンクロマトグラフ法	小1位	3
フッ素及びその化合物		〃	0.8 以下	0.05	〃	小2位	2
ホウ素及びその化合物		〃	1.0 以下	0.01	ICP-MS法	小2位	2
四塩化炭素		〃	0.002 以下	0.0001	PT-GC-MS法	小4位	2
1,4-ジオキサン		〃	0.05 以下	0.001	固相抽出-GC-MS法	小3位	2
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		〃	0.04 以下	0.001	PT-GC-MS法	小3位	2
ジクロロメタン		〃	0.02 以下	0.001	〃	小3位	2
テトラクロロエチレン		〃	0.01 以下	0.001	〃	小3位	2
トリクロロエチレン		〃	0.01 以下	0.001	〃	小3位	2
ベンゼン		〃	0.01 以下	0.001	〃	小3位	2
塩素酸		〃	0.6 以下	0.05	イオンクロマトグラフ法	小2位	3
クロロ酢酸		〃	0.02 以下	0.001	溶媒抽出-GC-MS法	小3位	2
クロロホルム		〃	0.06 以下	0.001	PT-GC-MS法	小3位	2
ジクロロ酢酸		〃	0.04 以下	0.001	溶媒抽出-GC-MS法	小3位	2
ジブロモクロロメタン		〃	0.1 以下	0.001	PT-GC-MS法	小3位	2
臭素酸		〃	0.01 以下	0.001	イオンクロマトグラフ－ポストカラム吸光光度法	小3位	2
総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）		〃	0.1 以下	0.001	計算法	小3位	2
トリクロロ酢酸		〃	0.2 以下	0.01	溶媒抽出-GC-MS法	小2位	2
ブロモジクロロメタン		〃	0.03 以下	0.001	PT-GC-MS法	小3位	2
ブロモホルム		〃	0.09 以下	0.001	〃	小3位	2
ホルムアルデヒド		〃	0.08 以下	0.001	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	小3位	2
亜鉛及びその化合物		〃	1.0 以下	0.01	ICP-MS法	小2位	2
アルミニウム及びその化合物		〃	0.2 以下	0.01	〃	小2位	2
鉄及びその化合物		〃	0.3 以下	0.01	〃	小2位	2
銅及びその化合物		〃	1.0 以下	0.01	〃	小2位	2
ナトリウム及びその化合物		〃	200 以下	0.1	イオンクロマトグラフ法	小1位	3
マンガン及びその化合物		〃	0.05 以下	0.001	ICP-MS法	小3位	2
塩化物イオン		〃	200 以下	0.1	イオンクロマトグラフ法	小1位	3
カルシウム、マグネシウム等（硬度）		〃	300 以下	0.5	〃	小1位	3
蒸発残留物		〃	500 以下	1	重量法	1位	3
陰イオン界面活性剤		〃	0.2 以下	0.02	固相抽出-HPLC法	小2位	2
ジェオスミン		〃	0.00001 以下	0.000001	PT-GC-MS法	小6位	2
2-メチルイソボルネオール		〃	0.00001 以下	0.000001	〃	小6位	2
非イオン界面活性剤		〃	0.02 以下	0.005	固相抽出－吸光光度法	小3位	2
フェノール類		〃	0.005 以下	0.0005	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	小4位	2
有機物（全有機炭素（TOC）の量）		〃	3 以下	0.3	全有機炭素計測定法	小1位	2
pH値		―	5.8以上8.6以下	―	ガラス電極法	小1位	2
味		―	異常でないこと	―	官能法	―	―
臭気		―	異常でないこと	―	〃	―	―
色度		度	5 以下	0.5	透過光測定法	小1位	2
濁度		度	2 以下	0.1	積分球式光電光度法	小1位	2

【水質管理目標設定項目】

検　査　項　目	単 位	目　標　値	表示下限値	検査方法	表示方法 最小単位	表示方法 有効桁数
アンチモン及びその化合物	mg/ℓ	0.015 以下	0.0001	ICP-MS法	小4位	2
ウラン及びその化合物	〃	★ 0.002 以下	0.0001	〃	小4位	2
ニッケル及びその化合物	〃	★ 0.01 以下	0.001	〃	小3位	2
亜硝酸態窒素	〃	★ 0.05 以下	0.01	イオンクロマトグラフ法	小2位	2
1,2-ジクロロエタン	〃	0.004 以下	0.0001	PT-GC-MS法	小4位	2
トルエン	〃	0.4 以下	0.01	〃	小2位	2
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	〃	0.1 以下	0.01	溶媒抽出-GC-MS法	小2位	2
亜塩素酸	〃	0.6 以下	―	―		
二酸化塩素	〃	0.6 以下	―	―		
ジクロロアセトニトリル	〃	★ 0.01 以下	0.001	溶媒抽出-GC-MS法	小3位	2
抱水クロラール	〃	★ 0.02 以下	0.001	〃	小3位	2
農薬類（102種類）	―	検出値と目標値の比の和として1以下	―		小1位	2
残留塩素	mg/ℓ	1 以下	0.05	ジエチル-p-フェニレンジアミン法	小2位	3
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	〃	10以上100以下	0.5	イオンクロマトグラフ法	小1位	3
マンガン及びその化合物	〃	0.01 以下	0.001	ICP-MS法	小3位	2
遊離炭酸	〃	20 以下	0.1	計算法	小1位	3
1,1,1-トリクロロエタン	〃	0.3 以下	0.01	PT-GC-MS法	小2位	2
メチル-t-ブチルエーテル	〃	0.02 以下	0.001	〃	小3位	2
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	〃	3 以下	0.1	滴定法	小1位	3
臭気強度（TON）	―	3 以下	―	官能法	―	―
蒸発残留物	mg/ℓ	30以上200以下	1	重量法	1位	3
濁度	度	1 以下	0.1	積分球式光電光度法	小1位	2
pH値	―	7.5程度	―	ガラス電極法	小1位	2
腐食性（ランゲリア指数）	―	-1程度以上とし、極力0に近づける	―	計算法	小1位	2
従属栄養細菌	集落/mℓ	★2,000 以下	1	R2A寒天培地法	1位	2
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1 以下	0.01	PT-GC-MS法	小2位	2
アルミニウム及びその化合物	〃	0.1 以下	0.01	ICP-MS法	小2位	2

★印は暫定目標値

【その他の項目】

検　査　項　目	単　　位	表示下限値	検査方法	表示方法 最小単位	表示方法 有効桁数
気温	℃	―	―	小1位	3
水温	〃	―	―	小1位	3
遊離残留塩素	mg/ℓ	0.05	ジエチル-p-フェニレンジアミン法	小2位	3
電気伝導率	μS/cm	1	電極法	1位	3
総アルカリ度	mg/ℓ	0.5	滴定法	小1位	3
総酸度	〃	0.5	〃	小1位	3
カルシウム硬度	〃	0.5	イオンクロマトグラフ法	小1位	3
マグネシウム硬度	〃	0.5	〃	小1位	3
生物化学的酸素要求量(BOD)	〃	0.1	希釈法	小1位	3
化学的酸素要求量(COD)	〃	0.1	過マンガン酸カリウムによる滴定法	小1位	3
溶存酸素(DO)	〃	0.1	計算法	小1位	3
酸素飽和百分率	%	1	溶存酸素計による方法	1位	3
紫外線吸光度（$\times 10^{-4}$）	―	1	吸光光度法	1位	4
総リン	mg/ℓ	0.01	ペルオキソ二硫酸カリウム分解法	小2位	2
アンモニア態窒素	〃	0.01	イオンクロマトグラフ法	小2位	2
総窒素	〃	0.1	紫外線吸光光度法	小1位	2
溶性鉄	〃	0.01	ICP-MS法	小2位	2
溶性マンガン	〃	0.001	〃	小3位	2
クロロフィルa	μg/ℓ	0.1	アセトン抽出による蛍光光度法	小1位	2
生物数	個/mℓ	1	生物顕微鏡による直接検鏡法	1位	2
透明度	m	0.05	透明度板(白色30cm)による方法	小2位	3
クリプトスポリジウム及びジアルジア	原水　個/10ℓ	1	ショ糖浮遊＋免疫磁気ビーズ法	1位	2
	浄水　個/20ℓ	1	免疫磁気ビーズ法	1位	2
嫌気性芽胞菌	個/mℓ	1	ハンドフォード改良寒天培地法	1位	2

【農薬類】

農　　薬　　類	単位	目　標　値	表　示 下 限 値	検　査　方　法	表示方法 最小単位	表示方法 有効桁数
1　チウラム	mg/ℓ	0.02 以下	0.0002	固相抽出-LC-MS法 (P)	小4位	2
2　シマジン (CAT)	〃	0.003 以下	0.00003	固相抽出-GC-MS法	小5位	2
3　チオベンカルブ	〃	0.02 以下	0.0002	〃	小4位	2
4　1,3-ジクロロプロペン(D-D)	〃	0.002 以下	0.0001	PT-GC-MS法	小4位	2
5　イソキサチオン	〃	0.008 以下	0.00008	固相抽出-GC-MS法	小5位	2
6　ダイアジノン	〃	0.005 以下	0.00005	〃	小5位	2
7　フェニトロチオン(MEP)	〃	0.003 以下	0.00003	〃	小5位	2
8　イソプロチオラン (IPT)	〃	0.3 以下	0.003	〃	小3位	2
9　クロロタロニル (TPN)	〃	0.05 以下	0.0005	〃	小4位	2
10　プロピザミド	〃	0.05 以下	0.0005	〃	小4位	2
11　ジクロルボス (DDVP)	〃	0.008 以下	0.00008	〃	小5位	2
12　フェノブカルブ (BPMC)	〃	0.03 以下	0.0003	〃	小4位	2
13　クロルニトロフェン (CNP)(※)	〃	0.0001 以下	0.0001	〃	小5位	2
14　CNP－アミノ体(※)	〃	－	0.0001	〃	小4位	2
15　イプロベンホス (IBP)	〃	0.008 以下	0.00008	〃	小5位	2
16　EPN	〃	0.004 以下	0.00004	〃	小5位	2
17　ベンタゾン	〃	0.2 以下	0.002	固相抽出-LC-MS法 (N)	小3位	2
18　カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	〃	0.005 以下	0.00005	固相抽出-LC-MS法 (P)	小5位	2
19　2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	〃	0.03 以下	0.0003	固相抽出-LC-MS法 (N)	小4位	2
20　トリクロピル	〃	0.006 以下	0.00006	〃	小5位	2
21　アセフェート	〃	0.08 以下	0.0008	LC-MS法 (P)	小4位	2
22　イソフェンホス	〃	0.001 以下	0.00003	固相抽出-GC-MS法	小5位	2
23　クロルピリホス	〃	0.003 以下	0.00003	〃	小5位	2
24　トリクロルホン (DEP)	〃	0.03 以下	0.0003	〃	小4位	2
25　ピリダフェンチオン	〃	0.002 以下	0.00005	〃	小5位	2
26　イプロジオン	〃	0.3 以下	0.003	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
27　エトリジアゾール (エクロメゾール)	〃	0.004 以下	0.00004	固相抽出-GC-MS法	小5位	2
28　オキシン銅	〃	0.04 以下	0.0004	固相抽出-LC-MS法 (P)	小4位	2
29　キャプタン	〃	0.3 以下	0.003	固相抽出-GC-MS法	小3位	2
30　クロロネブ	〃	0.05 以下	0.0005	〃	小4位	2
31　トルクロホスメチル	〃	0.2 以下	0.002	〃	小3位	2
32　フルトラニル	〃	0.2 以下	0.002	〃	小3位	2
33　ペンシクロン	〃	0.1 以下	0.001	〃	小4位	2
34　メタラキシル	〃	0.06 以下	0.0006	〃	小4位	2
35　メプロニル	〃	0.1 以下	0.001	〃	小3位	2
36　アシュラム	〃	0.2 以下	0.002	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
37　ジチオピル	〃	0.009 以下	0.00009	固相抽出-GC-MS法	小5位	2
38　テルブカルブ (MBPMC)	〃	0.02 以下	0.0002	〃	小4位	2
39　ナプロパミド	〃	0.03 以下	0.0003	〃	小4位	2
40　ピリブチカルブ	〃	0.02 以下	0.0002	〃	小4位	2
41　ブタミホス	〃	0.02 以下	0.0002	〃	小4位	2
42　ベンスリド (SAP)	〃	0.1 以下	0.001	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
43　ベンフルラリン (ベスロジン)	〃	0.08 以下	0.0008	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
44　ペンディメタリン	〃	0.1 以下	0.001	〃	小3位	2
45　メコプロップ (MCPP)	〃	0.005 以下	0.00005	固相抽出-LC-MS法 (N)	小5位	2
46　メチルダイムロン	〃	0.03 以下	0.0003	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
47　アラクロール	〃	0.01 以下	0.0001	〃	小4位	2
48　カルバリル (NAC)	〃	0.05 以下	0.0005	固相抽出-LC-MS法 (P)	小4位	2
49　エディフェンホス (エジフェンフォス、EDDP)	〃	0.006 以下	0.00006	固相抽出-GC-MS法	小5位	2

注）農薬全項目を水道法第20条登録機関に検査を委託
※）クロルニトロフェン(CNP)の濃度については、CNP-アミノ体の濃度と合計して算出する。

農　　薬　　類	単位	目標値	表示下限値	検査方法	表示方法 最小単位	表示方法 有効桁数
50 ピロキロン	mg/ℓ	0.04 以下	0.0004	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
51 フサライド	〃	0.1 以下	0.001	〃	小3位	2
52 メフェナセット	〃	0.02 以下	0.0002	〃	小4位	2
53 プレチラクロール	〃	0.05 以下	0.0005	〃	小4位	2
54 イソプロカルブ (MIPC)	〃	0.01 以下	0.0001	〃	小4位	2
55 チオファネートメチル	〃	0.3 以下	0.003	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
56 テニルクロール	〃	0.2 以下	0.002	固相抽出-GC-MS法	小3位	2
57 メチダチオン (DMTP)	〃	0.004 以下	0.00004	〃	小5位	2
58 カルプロパミド	〃	0.04 以下	0.0004	固相抽出-LC-MS法 (P)	小4位	2
59 ブロモブチド	〃	0.1 以下	0.001	固相抽出-GC-MS法	小3位	2
60 モリネート	〃	0.005 以下	0.00005	〃	小5位	2
61 プロシミドン	〃	0.09 以下	0.0009	〃	小4位	2
62 アニロホス	〃	0.003 以下	0.00003	〃	小5位	2
63 アトラジン	〃	0.01 以下	0.0001	〃	小4位	2
64 ダラポン	〃	0.08 以下	0.0008	LC-MS法 (N)	小4位	2
65 ジクロベニル (DBN)	〃	0.01 以下	0.0001	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
66 ジメトエート	〃	0.05 以下	0.0005	〃	小4位	2
67 ジクワット	〃	0.005 以下	0.001	固相抽出-HPLC法	小3位	2
68 ジウロン (DCMU)	〃	0.02 以下	0.0002	固相抽出-LC-MS法 (P)	小4位	2
69 エンドスルファン (ベンゾエピン)	〃	0.01 以下	0.0001	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
70 エトフェンプロックス	〃	0.08 以下	0.0008	〃	小4位	2
71 フェンチオン (MPP)	〃	0.001 以下	0.00001	固相抽出-LC-MS法 (P)	小5位	2
72 グリホサート	〃	2 以下	0.02	HPLC-ポストカラム法	小2位	2
73 マラソン (マラチオン)	〃	0.05 以下	0.0005	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
74 メソミル	〃	0.03 以下	0.0003	固相抽出-LC-MS法 (P)	小4位	2
75 ベノミル	〃	0.02 以下	0.0002	〃	小4位	2
76 ベンフラカルブ	〃	0.04 以下	0.0004	〃	小4位	2
77 シメトリン	〃	0.03 以下	0.0003	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
78 ジメピペレート	〃	0.003 以下	0.00003	〃	小5位	2
79 フェントエート (PAP)	〃	0.004 以下	0.00004	〃	小5位	2
80 ブプロフェジン	〃	0.02 以下	0.0002	〃	小4位	2
81 エチルチオメトン	〃	0.004 以下	0.00004	〃	小5位	2
82 プロベナゾール	〃	0.05 以下	0.0005	固相抽出-LC-MS法 (P)	小4位	2
83 エスプロカルブ	〃	0.03 以下	0.0003	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
84 ダイムロン	〃	0.8 以下	0.008	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
85 ビフェノックス	〃	0.2 以下	0.002	固相抽出-GC-MS法	小3位	2
86 ペンスルフロンメチル	〃	0.4 以下	0.004	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
87 トリシクラゾール	〃	0.08 以下	0.0008	〃	小4位	2
88 ピペロホス	〃	0.0009 以下	0.00005	固相抽出-GC-MS法	小5位	2
89 ジメタメトリン	〃	0.02 以下	0.0002	〃	小4位	2
90 アゾキシストロビン	〃	0.5 以下	0.005	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
91 イミノクタジン酢酸塩	〃	0.006 以下	0.005	溶媒抽出-HPLC-ポストカラム法	小3位	2
92 ホセチル	〃	2 以下	0.02	LC-MS法 (N)	小2位	2
93 ポリカーバメイト	〃	0.03 以下	0.002	誘導体化-HPLC法	小3位	2
94 ハロスルフロンメチル	〃	0.3 以下	0.003	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
95 フラザスルフロン	〃	0.03 以下	0.0003	〃	小4位	2
96 チオジカルブ	〃	0.08 以下	0.0008	〃	小4位	2
97 プロピコナゾール	〃	0.05 以下	0.0005	固相抽出-GC-MS法	小4位	2
98 シデュロン	〃	0.3 以下	0.003	固相抽出-LC-MS法 (P)	小3位	2
99 ピリプロキシフェン	〃	0.3 以下	0.003	固相抽出-GC-MS法	小3位	2
100 トリフルラリン	〃	0.06 以下	0.0006	〃	小4位	2
101 カフェンストロール	〃	0.008 以下	0.00008	〃	小5位	2
102 フィプロニル	〃	0.0005 以下	0.000005	固相抽出-LC-MS法 (N)	小6位	2

奈良市水道事業

平成 26 年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査の内容や検査体制などを定めたものです。

水質検査計画の内容

1 水質検査の基本方針
2 水道事業の概要
3 水道の原水及び水道水の状況
4 検査地点
5 水質検査項目及び検査頻度
6 水質検査方法
7 臨時の水質検査
8 水質検査の公表
9 水質検査の精度と信頼性の保証
10 関係機関との連携

1. 水質検査の基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

1）検査地点

水質基準が適用される給水栓水に加えて、浄水場の処理工程と水源についても検査を行います。

2）検査項目

・水道法で検査が義務付けられている**水質基準項目**
・将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から定められた**水質管理目標設定項目**
・お客様に供給されている水道水が、より安全で良質であることを確認するために**奈良市が独自に行う水質項目**

3）検査頻度

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）の検査を１日１回行います。また、一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度などの検査は月１回行います。

過去の検査結果から、給水栓の水が常に安定して良好であり、水質基準を十分に満足していることから、3年に１回以上や１年に１回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、奈良市では安全であることを確認するため、検査頻度を概ね年４回以上とします。また、浄水場や水源での検査頻度も給水栓の検査頻度に準じて行います。

2. 水道事業の概要

1）貯水施設の概要

奈良市では、布目ダム湖・須川貯水池・比奈知ダムの貯水池とこれらから流れる布目川・木津川や白砂川を水源としています。河川等から取水した水（原水）は、緑ヶ丘浄水場や木津浄水場に送られ、浄水場で処理

した水（浄水）を奈良市水道事業区域内の地域に給水しています。また、奈良県営水道の桜井浄水場及び御所浄水場で処理した浄水は白川配水池及び登美ヶ丘配水池・登美ヶ丘第2配水池で受水し、同様に給水しています。

浄水場の概要及び給水状況については下表に示すとおりです。

2）浄水施設の概要

本市には 2 か所の浄水場があります。

浄水場名	木津浄水場	緑ヶ丘浄水場
所在地	京都府木津川市鹿背山	奈良市奈良阪町
水源	木津川表流水	布目川・白砂川表流水
水利権	0.8 ㎥/s (0.2 ㎥/s：布目ダム貯留水) (0.6 ㎥/s：比奈知ダム貯留水)	1.74 ㎥/s (0.88 ㎥/s：布目ダム貯留水)
施設能力	69,100 ㎥/日	150,000 ㎥/日
主な給水区域	奈良市域の中部方面	奈良市域の東部及び西部方面
浄水処理方式	薬品沈でん(横流式沈でん及び高速凝集沈でん) 緩速ろ過 高速ろ過及び急速ろ過 塩素消毒	薬品沈でん(横流式沈でん) 緩速ろ過 急速ろ過 塩素消毒
浄水使用薬品 凝集剤 アルカリ剤 消毒剤	 ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム	 ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム

3）給水状況 （平成 24 年度）

区分	内容
給水区域	奈良市内（旧月ヶ瀬村・都祁村地域を除く。）
給水人口	356,616 人
給水戸数	165,722 戸
1 日最大給水量	148,680 ㎥（7 月 31 日）
1 日平均給水量	124,367 ㎥
施設能力	249,100 ㎥/日

(1) 木津浄水場系統

木津川の水を取水し、木津浄水場で浄水処理した後、奈良市域の中部方面に送水しています。

(2) 緑ヶ丘浄水場系統

布目川及び白砂川の水を取水し、緑ヶ丘浄水場で浄水処理した後、奈良市域の東部及び西部方面に送水しています。

(3) 県営水道

御所浄水場で浄水処理された水を登美ヶ丘配水池及び登美ヶ丘第 2 配水池で受水し、緑ヶ丘浄水場で浄水処理した水と混合して、奈良市域の北西部方面に送水しています。また、桜井浄水場で浄水処理された水を白川配水池で受水し、奈良市域の南部方面に送水しています。

3. 水道の原水及び水道水の状況

1）原水の状況

浄水場ごとに原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

	木　津　浄　水　場　系	緑　ヶ丘　浄　水　場　系
原水の汚染要因	・藻類発生による臭気障害 ・降雨等による高濁水発生 ・農薬散布 ・下水処理場等の排水 ・油類等による突発汚染事故	・藻類発生による臭気障害 ・農薬散布 ・畜産場等の排水 ・油類等による突発汚染事故
水質管理上注目すべき項目	・かび臭物質 ・濁度 ・農薬類 ・クリプトスポリジウム	・かび臭物質 ・濁度 ・農薬類 ・生物数 ・クリプトスポリジウム

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を徹底して行っています。

特に、クリプトスポリジウムについては上流に汚染源となりうる施設があるため、浄水場のろ過池の出口に濁度計を設置し、ろ過水濁度が 0.1 度以下であることを常時監視し、汚染がないことを確認しています。

2）浄水の状況

水道水は、これまで（過去 3 年間）の検査結果から水質基準を十分満足した、安全で良質な水です。また、普段から浄水場では、中間塩素処理をすることによりトリハロメタン等消毒副生成物の生成を抑えています。

しかし、夏季には水温の上昇につれトリハロメタン等消毒副生成物濃度の上昇が見込まれるため、配水池に設置している曝気装置の運転を行なったり、浄水場では粉末活性炭を注入するなどの対応により、消毒副生成物の低減化を図るとともに、この時期における検査頻度を上げ、上記の処置が適正に実施されていることを確認します。

4. 検査地点

検査地点は、水質基準が適用される給水栓に加えて、浄水場の入口（原水）、処理過程（沈でん水・ろ過水）及び出口（浄水）と水源である河川並びにダム湖とします。

図 1（施設位置図及び採水地点）を参照して下さい。

1）給水栓

水道法に基づく定期の水質検査を行う地点として、浄水場系統及び奈良県営水道受水系統ごとに 1 か所以上の給水栓を選定し、計 10 か所で検査を行います。

更に、水温が上昇する夏季には、トリハロメタン等の濃度が高くなりますので、給水栓（上記で選定された給水栓を含みます。）や配水池を選定し、検査を行います。

また、水道法に基づく 1 日 1 回行う水質検査は、浄水場系統及び奈良県営水道受水系統ごとに複数の地点を選定し、委託による検査 12 か所と連続自動測定機器による検査 18 か所の計 30 か所で検査を行います。

2）浄水場

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口（原水）、処理過程（沈でん水・ろ過水）及び出口（浄水）の水を検査します。

3）水源

水源の水質が浄水処理に影響を与えるため、木津川、布目川及び白砂川の取水地点及びその上流域と須川貯水池や布目ダム湖などで検査を行います。

更に、これらの河川やダム湖に流入する深川、前川についても検査を行います。

5. 水質検査項目及び検査頻度

1） 水質検査項目

水質基準項目は全項目を検査します。また、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査も法令どおり行います。

水質管理目標設定項目については、浄水場で消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、監視の必要のない亜塩素酸及び二酸化塩素を除き、すべて検査します。

更に、水質基準項目や水質管理目標設定項目以外の**奈良市が独自に行う水質項目**として、水源河川の汚染状況を把握するために生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）などの検査を行います。また、ダム湖の植物プランクトンの増殖に伴い、かび臭の発生や浄水場でのろ過閉塞などの生物障害が懸念されることから、ダム湖での富栄養化の原因となる窒素及びリンの動向や生物数の監視を行います。その他、浄水処理工程が適正に行われているかをチェックするのに必要と考えられる項目についても検査を実施します。

2） 検査頻度

(1) 水質基準項目の検査

水質基準項目の検査は、表 1のとおり行います。

ア 市内給水栓

(A) 1か月に1回の検査項目

① 法令により 1 か月に 1 回の検査が義務づけられている項目です。

【一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール・有機物（全有機炭素(TOC)の量）・pH 値・味・臭気・色度・濁度】

② 過去 3 年間の検査結果から、1 年に 1 回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、一斉分析を行うことから、1 か月に 1 回の検査を行う項目です。

【硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・フッ素及びその化合物】

③ 3 か月に 1 回の検査が義務づけられている項目ですが、一斉分析を行うことから、1 か月に 1 回の検査を行います。

【塩素酸】

(B) 3か月に1回の検査項目

④ 法令により 3 か月に 1 回の検査が義務づけられている項目です。

【シアン化物イオン及び塩化シアン・クロロ酢酸・ジクロロ酢酸・臭素酸・トリクロロ酢酸・ホルムアルデヒド】

⑤ 法令により 3 か月に 1 回の検査が義務づけられている項目ですが、濃度が高くなる夏季には、更に頻度を上げて検査を行う項目です。

【クロロホルム・ジブロモクロロメタン・総トリハロメタン・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム】

⑥ 過去 3 年間の検査結果から、3 か月に 1 回の検査を行う項目です。

【鉛及びその化合物・蒸発残留物】

⑦ 過去 3 年間の検査結果から、3 年又は 1 年に 1 回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全や性状の確認等のため、3 か月に 1 回の検査を行う項目です。

【カドミウム及びその化合物・セレン及びその化合物・ヒ素及びその化合物・六価クロム化合物・ホウ素及びその化合物・四塩化炭素・1,4−ジオキサン・シス−1,2−ジクロロエチレン及びトランス−1,2−ジクロロエチレン・ジクロロメタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・ベンゼン・亜鉛及びその化合物・アルミニウム及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・マンガン及びその化合物・カルシウム、マグネシウム等(硬度)】

⑧ 法令により、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合には、浄水施設の出口を採水場所として選定することが出来ますので、浄水場浄水の検査結果を充当する項目です。

【水銀及びその化合物・陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤・フェノール類】

イ 浄水場

水道水の安全性などの観点から、浄水場における水質管理が最も重要であると考え、週 1 回の浄水処理工程の検査をはじめ、給水栓での頻度以上の検査を行います。

ウ 水源

水源の水質は、浄水場の原水に与える影響が大きいため、給水栓に準じた頻度で検査を行います。

⑵ 市内給水栓毎日検査項目

水道法に基づいて行う市内給水栓毎日検査は委託検査とし、表2のとおり 1 日 1 回行います。

⑶ 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質基準項目に準じて、表3のとおり 3 か月に 1 回以上の検査を行います。ただし、農薬類の検査は委託検査とします。

⑷ 奈良市が独自に行う水質項目

奈良市が独自に行う検査項目は、表4のとおり 3 か月に 1 回以上の検査を行います。

6. 水質検査方法

1 日 1 回行う検査（市内給水栓毎日検査）及び農薬類の検査は、委託検査とします。それ以外の水質検査はすべて水質管理課で自己検査を行います。

法で定められた水質検査については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」）によって行います。なお、奈良市独自で行う水質検査は、国が定めた水道水の検査方法又は上水試験方法（〔社〕日本水道協会）等によって行います。

7. 臨時の水質検査

水源から給水栓までの間で、次のような問題が発生した場合は、水道法に基づく臨時の水質検査を行います。

⑴ 水源の水質が著しく悪化したとき。
⑵ 水源に異常があったとき。
⑶ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
⑷ 浄水過程に異常があったとき。
⑸ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
⑹ その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水道局の**ホームページ**（http://www.h2o.nara.nara.jp/）や広報紙「**奈良すいどうだより**」で速やかに公表するとともに、水質試験年報を発刊します。

水質試験年報は、次の施設でも閲覧することができます。

・奈良市役所内の行政資料コーナー　・都祁行政センター及び月ヶ瀬行政センター

・市立中央図書館、北部図書館及び西部図書館

9. 水質検査の精度と信頼性の保証

奈良市では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

1）水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 の定量下限を確保し、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数（CV）が無機物では 10%以下、また、有機物では 20%以下の精度で水質検査を行います。

2）信頼性の保証

測定者間のバラツキをなくすために、分析機器ごとに測定手順書を作成し、精度の高い測定を行い、水質検査の信頼性を確保します。

更に、毎年、厚生労働省健康局が行う外部精度管理に参加し、信頼性の保証に努めます。

10. 関係機関との連携

（1）**水道水が原因で水質事故が発生した場合**は、奈良県地域政策課や奈良市保健所と連携し、水質検査等を行います。

（2）**水源で水質汚染事故が発生した場合**は、奈良市異常水質時連絡網や水源流域の自治体で構成する「布目・白砂川水質協議会」、さらに「淀川水質汚濁防止連絡協議会」の緊急連絡体制により、情報交換を図りながら現地調査を行い、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

◆ この水質検査計画についての、お客様のご意見をお寄せ下さい。

◆ お客様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先及び宛先

〒 630-8104　奈良市奈良阪町 （緑ヶ丘浄水場内）

奈良市水道局　技術部　水質管理課

・電話番号：0742(22)7087

・FAX 番号：0742(27)4636

・Eメール：お問合わせフォームへ

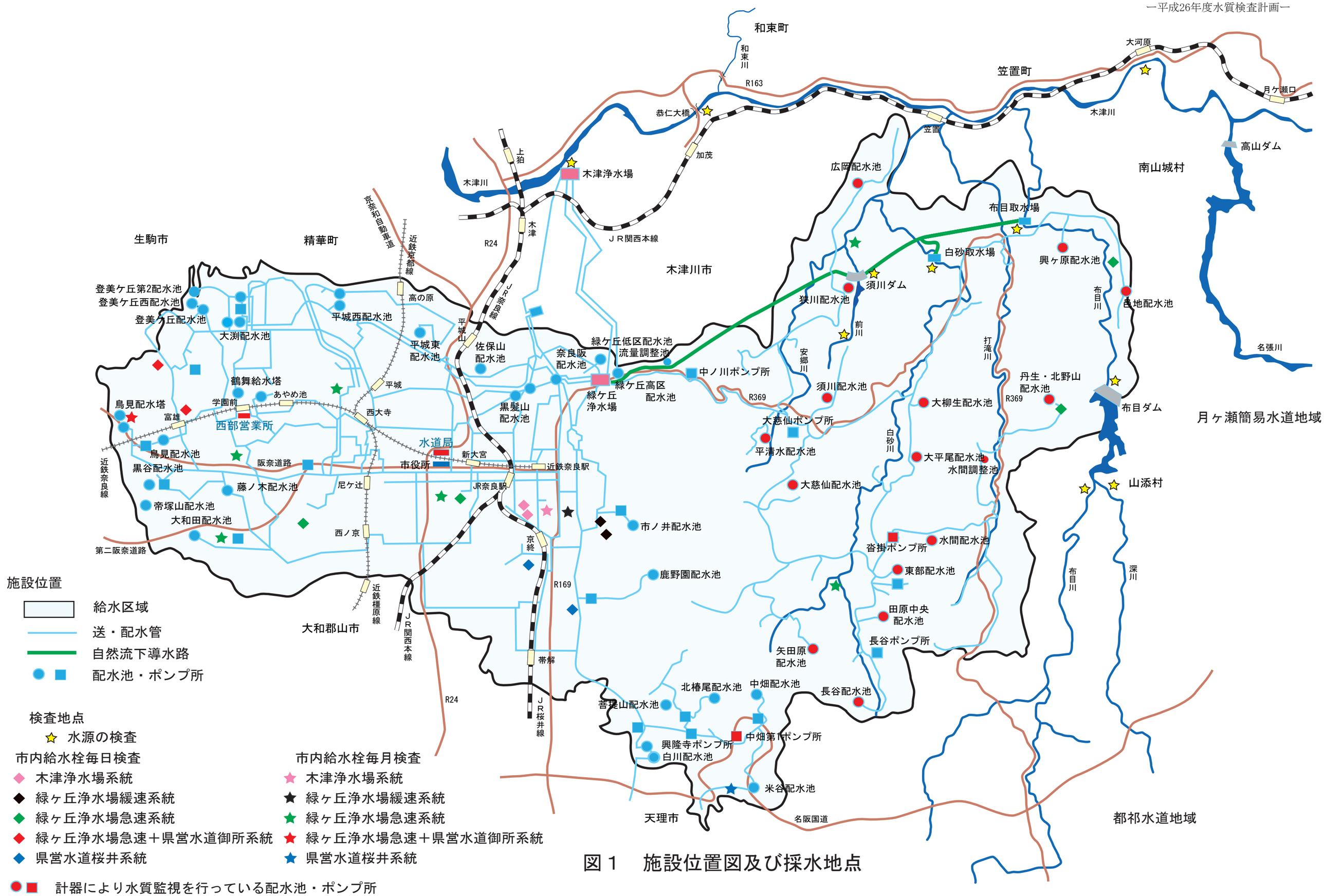

図１　施設位置図及び採水地点

表１　水質基準項目

（平成26年度水質検査計画　平成25年12月　作成）

	水質基準項目	基準値	過去3年間の最高値	過去の検査結果から法令上設定される検査回数	検査頻度（回／年） 市内 給水栓	浄水場 出口（浄水）	浄水場 入口（原水）	水源 ダム湖	水源 河川	※検査頻度設定理由
1	一般細菌	100集落/mL以下	2 集落/mL	月1回	12	12	12	―	12	①
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず		12	12	12	―	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0001 mg/L未満	3年1回	4	12	12	4	4	⑦
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 mg/L未満		―	4	4	―	4	⑧
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満		4	12	12	4	4	⑦
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.004 mg/L	年4回	4	12	12	4	4	⑥
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	3年1回	4	12	12	4	4	⑦
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	0.001 mg/L未満		4	12	12	4	4	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	年4回	4	4	4	―	4	④
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1.3 mg/L	年1回	12	12	12	4	12	②
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.10 mg/L		12	12	12	4	12	
12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.03 mg/L	3年1回	4	12	12	4	4	⑦
13	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0001 mg/L未満		4	4	4	―	―	
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.001 mg/L		4	4	4	―	―	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.001 mg/L未満		4	4	4	―	―	
16	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L未満		4	4	4	―	―	
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満		4	4	4	―	―	
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満		4	4	4	―	―	
19	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満		4	4	4	―	―	
20	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.14 mg/L	年4回	12	12	―	―	―	③
21	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.003 mg/L		4	4	―	―	―	④
22	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.040 mg/L		4	4	―	―	―	⑤
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	0.026 mg/L		4	4	―	―	―	④
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.004 mg/L		4	4	―	―	―	⑤
25	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L		4	4	4	―	―	④
26	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.057 mg/L		4	4	―	―	―	⑤
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L		4	4	―	―	―	④
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.014 mg/L		4	4	―	―	―	⑤
29	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.001 mg/L未満		4	4	―	―	―	
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.005 mg/L		4	4	―	―	―	④
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01 mg/L	3年1回	4	12	12	4	4	⑦
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L	年1回	4	12	12	4	4	
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.05 mg/L		4	12	12	4	4	
34	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01 mg/L未満	3年1回	4	12	12	4	4	
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	14.0 mg/L		4	48	48	4	12	
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.001 mg/L		4	12	12	4	4	
37	塩化物イオン	200 mg/L以下	22.6 mg/L	月1回	12	12	12	4	12	①
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	59.5 mg/L	年1回	4	48	48	4	12	⑦
39	蒸発残留物	500 mg/L以下	215 mg/L	年4回	4	4	4	―	―	⑥
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L未満	3年1回	―	4	4	―	―	⑧
41	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000005 mg/L	月1回	12	12	12	4	6	①
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000004 mg/L		12	12	12	4	6	
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005 mg/L未満	3年1回	―	4	4	―	―	⑧
44	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 mg/L未満		―	4	4	―	―	
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	1.5 mg/L	月1回	12	48	48	4	12	①
46	pH値	5.8以上8.6以下	8.0		12	48	48	12	12	
47	味	異常でないこと	異常なし		12	48	―	―	―	
48	臭気	異常でないこと	異常なし		12	48	48	12	12	
49	色度	5 度以下	2.0 度		12	48	48	4	12	
50	濁度	2 度以下	0.3 度		12	48	48	4	12	

【注】

　　などのカラーセルは、水道法により検査を義務付けられています。それ以外は、水道水の安全性や性状等を確認するため、奈良市が独自に検査するものです。
浄水場については、原水及び浄水の他、浄水処理工程を確認するため、沈でん水とろ過水についても必要な検査を実施します。

【※検査頻度設定理由】

①	法令により、1か月に1回の検査が義務づけられている項目です。
②	過去3年間の検査結果から、1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、一斉分析を行うことから、1か月に1回の検査を行います。
③	法令により、3か月に1回の検査が義務づけられている項目ですが、一斉分析を行うことから、1か月に1回の検査を行います。
④	法令により、3か月に1回の検査が義務づけられている項目です。
⑤	法令により、3か月に1回の検査が義務づけられている項目ですが、濃度が高くなる夏季には、更に頻度を上げて検査を行います。
⑥	過去3年間の検査結果から、3か月に1回の検査を行います。
⑦	過去3年間の検査結果から、3年又は1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全や性状の確認等のため、3か月に1回の検査を行います。
⑧	法令により、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであるため、浄水施設の出口での値を充当します。

表２　1日1回行う水質検査（市内給水栓毎日検査）

	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度（回／年） 給水栓
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l 以上	365

表 3　水質管理目標設定項目

（平成26年度水質検査計画　平成25年12月　作成）

	水質管理目標設定項目	目標値	検査頻度（回／年）					備考
			市内	浄水場		水源		
			給水栓	出口（浄水）	入口（原水）	ダム湖	河川	
1	アンチモン及びその化合物	0.015 mg/L以下	4	12	12	4	4	
2	ウラン及びその化合物	◎ 0.002 mg/L以下	4	12	12	4	4	
3	ニッケル及びその化合物	◎ 0.01 mg/L以下	4	12	12	4	4	
4	亜硝酸態窒素	◎ 0.05 mg/L以下	12	12	12	4	12	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	4	4	4	－	－	
6	削除	－	－	－	－	－	－	
7	削除	－	－	－	－	－	－	
8	トルエン	0.4 mg/L以下	4	4	4	－	－	
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.1 mg/L以下	－	4	4	－	－	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	－	－	－	－	－	※1
11	削除	－	－	－	－	－	－	
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	－	－	－	－	－	※1
13	ジクロロアセトニトリル	◎ 0.01 mg/L以下	4	4	－	－	－	
14	抱水クロラール	◎ 0.02 mg/L以下	4	4	－	－	－	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	－	4	4	－	－	
16	残留塩素	1 mg/L以下	4	4	－	－	－	
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	4	48	48	4	12	※2
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	12	12	4	4	
19	遊離炭酸	20 mg/L以下	4	4	－	－	－	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	4	4	4	－	－	
21	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	0.02 mg/L以下	4	4	4	－	－	
22	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3 mg/L以下	4	48	48	－	－	
23	臭気強度（TON）	3 以下	4	4	4	－	－	
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	4	4	4	－	－	※2
25	濁度	1 度以下	12	48	48	4	12	
26	pH値	7.5程度	12	48	48	12	12	
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	4	4	－	－	－	
28	従属栄養細菌	◎ 2,000 集落/mL以下	12	12	12	－	－	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	4	4	4	－	－	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	4	12	12	4	4	※2

注）　目標値に◎印があるのは、暫定目標値です。

※1 ：奈良市では、消毒剤として二酸化塩素を用いませんので、亜塩素酸・二酸化塩素の検査を省略します。

※2 ：水質基準項目と重なっているため、水質基準項目のデータをそのまま運用します。

表 4　奈良市が独自に行う水質項目

	その他の水質項目	基準値又は目標値	検査頻度（回／年）					備考
			市内	浄水場		水源		
			給水栓	出口（浄水）	入口（原水）	ダム湖	河川	
1	気温	－	12	48	48	12	12	
2	水温	－	12	48	48	12	12	
3	遊離残留塩素	－	12	48	－	－	－	
4	電気伝導率	－	12	48	48	4	12	
5	総アルカリ度	－	4	48	48	－	4	
6	総酸度	－	4	4	－	－	－	
7	カルシウム硬度	－	4	48	48	4	12	
8	マグネシウム硬度	－	4	48	48	4	12	
9	生物化学的酸素要求量（BOD）	－	－	－	－	－	4	
10	化学的酸素要求量（COD）	－	－	－	－	4	4	
11	溶存酸素（DO）	－	－	－	－	（12）	－	※3
12	溶存酸素百分率	－	－	－	－	（12）	－	
13	紫外線吸光度	－	4	48	48	4	12	
14	総リン	－	－	－	－	4	4	
15	アンモニア態窒素	－	－	－	48	4	12	
16	総窒素	－	－	－	－	4	4	
17	生物数	－	－	－	24	12	12	※4
18	透明度	－	－	－	－	－	12	※5
19	クリプトスポリジウム及びジアルジア	－	－	4	4	－	－	
20	嫌気性芽胞菌	－	－	－	4	－	－	

注）

※3 ：布目ダム管理所からデータ提供してもらいます。

※4 ：ダム湖については、布目ダム湖の流入水、0m及び放流水について実施します。

：水源河川については、須川貯水池の0m及び布目ダム湖の放流水について実施します。

※5 ：水源河川については、須川貯水池について実施します。

奈良市都祁水道事業

平成26年度 水質検査計画

目　　次

１．基本方針

２．水道事業の概要

３．水道の原水及び水道水の状況

４．検査地点

５．水質検査項目と検査頻度

６．水質検査方法

７．臨時の水質検査

８．水質検査の公表

９．水質検査の精度と信頼性の保証

１０．関係機関との連携

１．基本方針

奈良市都祁水道給水区域の水質に関する検査について基本方針を下記のとおり定めます。

１）安全でおいしい水を安定的に供給します。

２）需用者が信頼できる水質の水の供給を行います。

３）効率的な水質検査を目指し、合理的な判断のもと、質の高い水の供給を行います。

４）地域性を考慮した水質検査を実施します。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需用者が安心、信頼して利用できる水道の経営を目指します。

２．水道事業の概要

奈良市都祁水道給水区域は、都祁友田町の一部、藺生町の一部、都祁小山戸町の一部、都祁相河町の一部、都祁吐山町の一部、都祁こぶしが丘、針町の一部、針ヶ別所町の一部、小倉町の一部、上深川町の一部、下深川町の一部、荻町の一部、都祁馬場町の一部、天理市山田町902番地、都祁南之庄町の一部、都祁甲岡町、来迎寺町の一部、都祁友田町の一部、藺生町の一部、都祁白石町の一部、針町の一部に供給しています。

給水状況及び浄水場の所在地と浄水方法は、下表のとおりです。

【給水状況（平成24年度）】

給水区域面積	11.7　ｋｍ^2
給水人口	5,563　人
給水戸数	2,097　件
施設能力	3,830　m^3/日
管路延長	141,056　ｍ

給　　水　　量	
年間総給水量	766,486　m^3/年
１日平均給水量	2,100　m^3/日
１日最大給水量	2,427　m^3/日

【浄水場の所在地と浄水方法】

施　設　名	所　在　地	水　源	浄水処理方式
北部浄水場	荻町	布目川	急速ろ過方式
都祁浄水場	都祁馬場町	布目川	急速ろ過方式

３．水道の原水及び水道水の状況

１）原水の状況

原水の汚染要因及び水質管理上留意しなければならない項目を示します。

施　設　名	原水の汚染要因	水質管理上留意すべき項目
北部浄水場	・藻類発生に伴う臭気障害 ・降雨等による高濁水発生 ・農薬散布 ・下水処理場等の排水 ・畜産場等の排水 ・油類等による突発汚染事故	・かび臭物質 ・濁度 ・農薬類 ・クリプトスポリジウム
都祁浄水場		

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を行っています。

クリプトスポリジウムについては、上流に汚染源となりうる施設があるため、浄水場に濁度計を設置し、

濁度が0.1度以下であることを常時監視し、汚染がないことを確認しています。

２）浄水の状況

浄水場では水源の水質状況に応じて、凝集沈でん、急速ろ過、活性炭処理を導入するなど、浄水処理を適切に行います。また夏季には水温の上昇につれトリハロメタン等消毒副生成物濃度の上昇が見込まれるため給水栓での検査頻度を上げるなどの対応をすることにより、安全な水道水を供給しています。

４．検査地点

検査地点は、水質基準が適用される給水栓に加えて、浄水場の入口（原水）、処理過程（沈でん水・ろ過水）及び出口（浄水）と、水源である河川とします。

１）給水栓

水道法に基づく1日1回行う水質検査及び定期の水質検査を行う地点として、北部浄水場系統1か所、都祁浄水場系統1か所の給水栓を選定し、計2か所で検査を行います。

２）浄水場

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口（原水）、処理過程（沈でん水・ろ過水）及び出口（浄水）の水を検査します。

３）水源

水源の水質が浄水処理に影響を与えるため、布目川の取水地点で検査を行います。

５．水質検査項目と検査頻度

１）検査項目

水質基準項目は全項目を検査します。また、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査も法令どおり行います。さらに水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づいた指標菌について検査を行います。

水質管理目標設定項目については、浄水場で消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、監視の必要のない亜塩素酸及び二酸化塩素を除き、すべて検査します。

更に、水質基準項目や水質管理目標設定項目以外の奈良市が独自に行う水質項目として、水源河川の汚染状況を把握するために生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）や化学的酸素要求量（ＣＯＤ）などの検査を行います。また、植物プランクトンの増殖に伴い、かび臭の発生や浄水場でのろ過閉塞などの生物障害が懸念されることから、富栄養化の原因となる窒素及びリンの動向や生物数の監視を行います。その他、浄水処理工程が適正に行われているかをチェックするのに必要と考えられる項目についても検査を実施します。

２）検査頻度

（１）水質基準項目の検査

水質基準項目の検査は、表1のとおり行います。

ア 市内給水栓

(A) 1か月に1回の検査項目

① 法令により1か月に1回の検査が義務づけられている項目です。

【一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール・有機物（全有機炭素(TOC)の量）・pH値・味・臭気・色度・濁度】

② 過去3年間の検査結果から、1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、一斉分析を行うことから、1か月に1回の検査を行う項目です。

【硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・フッ素及びその化合物】

③ 3か月に1回の検査が義務づけられている項目ですが、一斉分析を行うことから、1か月に1回の検査を行います。

【塩素酸】

(B) 3か月に1回の検査項目

④ 法令により3か月に1回の検査が義務づけられている項目です。

【シアン化物イオン及び塩化シアン・クロロ酢酸・ジクロロ酢酸・臭素酸・トリクロロ酢酸・ホルムアルデヒド】

⑤ 法令により3か月に1回の検査が義務づけられている項目ですが、濃度が高くなる夏季には、更に頻度を上げて検査を行う項目です。

【クロロホルム・ジブロモクロロメタン・総トリハロメタン・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム】

⑥ 過去3年間の検査結果から、3か月に1回の検査を行う項目です。

【蒸発残留物】

⑦ 過去3年間の検査結果から、3年又は1年に1回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全や性状の確認等のため、3か月に1回の検査を行う項目です。

【カドミウム及びその化合物・セレン及びその化合物・鉛及びその化合物・ヒ素及びその化合物・六価クロム化合物・ホウ素及びその化合物・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン・ジクロロメタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・ベンゼン・亜鉛及びその化合物・アルミニウム及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・ナトリウム及びその化合物・マンガン及びその化合物・カルシウム、マグネシウム等(硬度)】

⑧ 法令により、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合には、浄水施設の出口を採水場所として選定することが出来ますので、浄水場浄水の検査結果を充当する項目です。

【水銀及びその化合物・陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤・フェノール類】

イ 浄水場

水道水の安全性などの観点から、浄水場における水質管理が最も重要であると考え、月1回の浄水処理工程の検査をはじめ、給水栓に準じた頻度で検査を行います。

ウ 水源

水源の水質は、浄水場の原水に与える影響が大きいため、給水栓に準じた頻度で検査を行います。

（2） 市内給水栓毎日検査項目

水道法に基づいて行う市内給水栓毎日検査は委託検査とし、表2のとおり1日1回行います。

（3） 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質基準項目に準じて、農薬類を除き、表3のとおり3か月に1回以上の検査を行います。農薬類の検査は委託検査とします。

（4） 奈良市が独自に行う水質項目

奈良市が独自に行う検査項目は、表4のとおり3か月に1回以上の検査を行います。

６．水質検査方法

１日１回行う検査（市内給水栓毎日検査）及び農薬類の検査は委託検査とします。それ以外の水質検査はすべて水質管理課で自己検査を行います。

法で定められた水質検査については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」）によって行います。なお、奈良市独自で行う水質検査は、国が定めた水道水の検査方法又は上水試験方法（〔社〕日本水道協会）等によって行います。

７．臨時の水質検査

水源から給水栓の間で、次のような問題が発生した場合は、臨時の水質検査を行っています。

１）水源の水質が著しく悪化したとき。

２）水源に異常があったとき。
３）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
４）浄水過程に異常があったとき。
５）配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
６）その他特に必要があると認められるとき。

８．水質検査の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水道局の**ホームページ**（http://www.h2o.nara.nara.jp/）や広報紙「**奈良すいどうだより**」で速やかに公表するとともに、水質試験年報を発刊します。

水質試験年報は、次の施設でも閲覧することができます。

・奈良市役所内の行政資料コーナー　　・都祁行政センター及び月ヶ瀬行政センター
・市立中央図書館、北部図書館及び西部図書館

９．水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、奈良市水道局では、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

１）水質検査の精度

原則として基準値の1/10の定量下限を確保し、基準値の1/10付近の測定において、変動係数（CV）が無機物では10%以下、また、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

２）信頼性の保証

測定者間のバラツキをなくすために、分析機器ごとに測定手順書を作成し、精度の良い測定を行い、水質検査の信頼性を確保します。

さらに、毎年、厚生労働省健康局が行う外部精度管理に参加し、信頼性の保証に努めます。

１０．関係機関との連携

１）水道水が原因で水質事故が発生した場合は、奈良県地域振興部地域政策課、奈良市保健所と連携し水質検査等を行います。

２）水源で水質汚染事故が発生した場合は、奈良市異常水質時連絡網や水源流域の自治体で構成する「布目・白砂川水質協議会」、さらに「淀川水質汚濁防止連絡協議会」の緊急連絡体制により、情報交換を図りながら現地調査を行い、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

◆ この水質検査についての、お客様のご意見をお寄せください。
◆ お客様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先及び宛先
〒 630-8104　奈良市奈良阪町 （緑ヶ丘浄水場内）
奈良市水道局　技術部 水質管理課
・電話番号：0742(22)7087
・FAX 番号：0742(27)4636

表 1　水質基準項目

水質基準項目		検査頻度（回／年）			
		市内	浄水場		水源
		給水栓	出口（浄水）	入口（原水）	河川
1	一般細菌	12	12	12	12
2	大腸菌	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	4	12	12	4
4	水銀及びその化合物	―	4	4	4
5	セレン及びその化合物	4	12	12	4
6	鉛及びその化合物	4	12	12	4
7	ヒ素及びその化合物	4	12	12	4
8	六価クロム化合物	4	12	12	4
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12
11	フッ素及びその化合物	12	12	12	12
12	ホウ素及びその化合物	4	12	12	4
13	四塩化炭素	4	4	4	4
14	1,4-ジオキサン	4	4	4	4
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	4
16	ジクロロメタン	4	4	4	4
17	テトラクロロエチレン	4	4	4	4
18	トリクロロエチレン	4	4	4	4
19	ベンゼン	4	4	4	4
20	塩素酸	12	12	―	―
21	クロロ酢酸	4	4	―	―
22	クロロホルム	4	4	―	―
23	ジクロロ酢酸	4	4	―	―
24	ジブロモクロロメタン	4	4	―	―
25	臭素酸	4	4	4	―
26	総トリハロメタン	4	4	―	―
27	トリクロロ酢酸	4	4	―	―
28	ブロモジクロロメタン	4	4	―	―
29	ブロモホルム	4	4	―	―
30	ホルムアルデヒド	4	4	―	―
31	亜鉛及びその化合物	4	12	12	4
32	アルミニウム及びその化合物	4	12	12	4
33	鉄及びその化合物	4	12	12	4
34	銅及びその化合物	4	12	12	4
35	ナトリウム及びその化合物	4	12	12	12
36	マンガン及びその化合物	4	12	12	4
37	塩化物イオン	12	12	12	12
38	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	4	12	12	12
39	蒸発残留物	4	4	4	―
40	陰イオン界面活性剤	―	4	4	4
41	ジェオスミン	12	12	12	12
42	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12
43	非イオン界面活性剤	―	4	4	4
44	フェノール類	―	4	4	4
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	12	12
46	pH値	12	12	12	12
47	味	12	12	―	―
48	臭気	12	12	12	12
49	色度	12	12	12	12
50	濁度	12	12	12	12

【注】浄水場については、原水及び浄水の他、浄水処理工程を確認するため、沈でん水とろ過水についても必要な検査を実施します。

表 2　1日1回行う水質検査（市内給水栓毎日検査）

1日1回行う検査項目		評価	検査頻度（回／年）
			給水栓
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l 以上	365

表 3　水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目		検査頻度（回／年）				備考
		市内	浄水場		水源	
		給水栓	出口（浄水）	入口（原水）	河川	
1	アンチモン及びその化合物	4	12	12	4	
2	ウラン及びその化合物	4	12	12	4	
3	ニッケル及びその化合物	4	12	12	4	
4	亜硝酸態窒素	12	12	12	12	
5	1,2-ジクロロエタン	4	4	4	4	
6	削除	―	―	―	―	
7	削除	―	―	―	―	
8	トルエン	4	4	4	4	
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	―	4	4	―	
10	亜塩素酸	―	―	―	―	※1
11	削除	―	―	―	―	
12	二酸化塩素	―	―	―	―	※1
13	ジクロロアセトニトリル	4	4	―	―	
14	抱水クロラール	4	4	―	―	
15	農薬類	―	―	2	―	
16	残留塩素	4	4	―	―	
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4	12	12	12	※2
18	マンガン及びその化合物	4	12	12	4	
19	遊離炭酸	4	4	―	―	
20	1,1,1-トリクロロエタン	4	4	4	4	
21	ﾒﾁﾙ-t-ブチルエーテル	4	4	4	4	
22	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	4	12	12	―	
23	臭気強度（TON）	4	4	4	―	
24	蒸発残留物	4	4	4	―	※2
25	濁度	12	12	12	12	
26	pH値	12	12	12	12	
27	腐食性（ランゲリア指数）	4	4	―	―	
28	従属栄養細菌	12	12	12	―	
29	1,1-ジクロロエチレン	4	4	4	4	
30	アルミニウム及びその化合物	4	12	12	4	※2

注）

※1：消毒剤として二酸化塩素を用いませんので、亜塩素酸・二酸化塩素の検査を省略します。

※2：水質基準項目と重なっているため、水質基準項目のデータをそのまま運用します。

表 4　奈良市が独自に行う水質項目

その他の水質項目		検査頻度（回／年）				備考
		市内	浄水場		水源	
		給水栓	出口（浄水）	入口（原水）	河川	
1	気温	12	12	12	12	
2	水温	12	12	12	12	
3	遊離残留塩素	12	12	―	―	
4	電気伝導率	12	12	12	12	
5	総アルカリ度	4	12	12	4	
6	総酸度	4	4	―	―	
7	カルシウム硬度	4	12	12	12	
8	マグネシウム硬度	4	12	12	12	
9	生物化学的酸素要求量（BOD）	―	―	―	4	
10	化学的酸素要求量（COD）	―	―	―	4	
11	紫外線吸光度	4	12	12	12	
12	総リン	―	―	―	4	
13	アンモニア態窒素	―	―	12	12	
14	総窒素	―	―	―	4	
15	生物数	―	―	12	12	
16	クリプトスポリジウム及びジアルジア	―	―	4	―	
17	嫌気性芽胞菌	―	―	4	―	

奈良市月ヶ瀬簡易水道事業

平成26年度 水質検査計画

目　　次

１．基本方針

２．水道事業の概要

３．水道の原水及び水道水の状況

４．検査地点

５．水質検査項目と検査頻度

６．水質検査方法

７．臨時の水質検査

８．水質検査の公表

９．水質検査の精度と信頼性の保証

１０．関係機関との連携

１．基本方針

奈良市月ヶ瀬簡易水道給水区域の水質に関する検査について基本方針を下記のとおり定めます。

１）安全でおいしい水を安定的に供給します。

２）需用者が信頼できる水質の水の供給を行います。

３）効率的な水質検査を目指し、合理的な判断のもと、質の高い水の供給を行います。

４）地域性を考慮した水質検査を実施します。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需用者が安心、信頼して利用できる水道の経営を目指します。

２．水道事業の概要

奈良市月ヶ瀬簡易水道給水区域は、月ヶ瀬石打一部、月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部に供給しています。

給水状況及び浄水場の所在地と浄水方法は、下表のとおりです。

【給水状況（平成24年度）】

給水区域面積	2.9　km^2
給水人口	1,548　人
給水戸数	599　件
施設能力	1,035　m^3/日
管路延長	23,512　m

給　　水　　量	
年間総給水量	156,035　m^3/年
1日平均給水量	427　m^3/日
1日最大給水量	592　m^3/日

【浄水場の所在地と浄水方法】

施　設　名	所　在　地	水　源	浄水処理方式
石打浄水場	月ヶ瀬石打	牛場川	急速ろ過方式
尾山浄水場	月ヶ瀬尾山	ジゴク谷川	緩速ろ過方式
月瀬浄水場	月ヶ瀬月瀬	二又川・東谷川	急速ろ過方式
桃香野浄水場	月ヶ瀬桃香野	矢川・滝谷川本流 名張川・滝谷川支流	急速ろ過方式

３．水道の原水及び水道水の状況

１）原水の状況

原水の汚染要因及び水質管理上留意しなければならない項目を示します。

施　設　名	原水の汚染要因	水質管理上留意すべき項目
石打浄水場	・降雨等による高濁水発生	・濁度
尾山浄水場	・降雨等による高濁水発生	・濁度
月瀬浄水場	・降雨等による高濁水発生 ・藻類発生による臭気障害	・濁度 ・かび臭物質
桃香野浄水場	・降雨等による高濁水発生 ・藻類発生による臭気障害 ・畜産場等の排水	・濁度 ・かび臭物質 ・クリプトスポリジウム

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を行っています。

桃香野浄水場においては上流に汚染源となりうる施設があるため、クリプトスポリジウム対策として、浄水場に濁度計を設置し、濁度が0.1度以下であることを常時監視し、汚染がないことを確認しています。

２）浄水の状況

浄水場では水源の水質状況に応じて、凝集沈でん、ろ過、粒状活性炭の高度浄水処理を導入するなど、浄水処理を適切に行い、安全な水道水を供給しています。

４．検査地点

検査地点は、水質基準が適用される給水栓に加えて、各浄水場原水とします。

１）給水栓

水道法に基づく1日1回行う水質検査及び定期の水質検査を行う地点として、浄水場系統毎に1か所の給水栓を選定し、計4か所で検査を行います。

２）原水

水源の水質が浄水処理に影響を与えるため、牛場川、ジゴク谷川、二又川、矢川・滝谷川本流の各浄水場原水で検査を行います。

５．水質検査項目と検査頻度

１）検査項目

水質基準項目は全項目を検査します。また、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）に関する検査も法令どおり行います。さらに水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づいた指標菌について検査を行います。

２）検査頻度

（１）水質基準項目の検査

ア　給水栓

給水栓で検査する項目の頻度は、項目により表1のとおり月1回または年4回行います。

イ　原水

原水で検査する項目の頻度は、取水地点で採取した水を、表3のとおり年1回行います。

（２）市内給水栓毎日検査項目

水道法に基づいて行う市内給水栓毎日検査は委託検査とし、表 2のとおり１日１回行います。

（３）クリプトスポリジウム及び指標菌検査

クリプトスポリジウム及び指標菌検査は、表4のとおり行います。

６．水質検査方法

1日1回行う検査（市内給水栓毎日検査）については委託します。それ以外の水質検査はすべて水質管理課で自己検査を行います。

法で定められた水質検査については、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって行います。

７．臨時の水質検査

水源から給水栓の間で、次のような問題が発生した場合は、臨時の水質検査を行っています。

１）水源の水質が著しく悪化したとき。

２）水源に異常があったとき。

３）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。

４）浄水過程に異常があったとき。
５）配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
６）その他特に必要があると認められるとき。

８．水質検査の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水道局の**ホームページ**（http://www.h2o.nara.nara.jp/）や広報紙「**奈良すいどうだより**」で速やかに公表するとともに、水質試験年報を発刊します。

水質試験年報は、次の施設でも閲覧することができます。

・奈良市役所内の行政資料コーナー　・都祁行政センター及び月ヶ瀬行政センター
・市立中央図書館、北部図書館及び西部図書館

９．水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、奈良市水道局では、正確かつ精度の高い検査体制を整えています。

１）水質検査の精度

原則として基準値の1/10の定量下限を確保し、基準値の1/10付近の測定において、変動係数（CV）が無機物では10%以下、また、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

２）信頼性の保証

測定者間のバラツキをなくすために、分析機器ごとに測定手順書を作成し、精度の良い測定を行い、水質検査の信頼性を確保します。

さらに、毎年、厚生労働省健康局が行う外部精度管理に参加し、信頼性の保証に努めます。

１０．関係機関との連携

１）水道水が原因で水質事故が発生した場合は、奈良県地域振興部地域政策課、奈良市保健所と連携し水質検査等を行います。

２）水源で水質汚染事故が発生した場合は、奈良市異常水質時連絡網や「淀川水質汚濁防止連絡協議会」の緊急連絡体制により、情報交換を図りながら現地調査を行い、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

◆ この水質検査計画についての、お客様のご意見をお寄せ下さい。
◆ お客様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先及び宛先

〒 630-8104　奈良市奈良阪町 （緑ヶ丘浄水場内）
奈良市水道局　技術部　水質管理課
・電話番号：0742(22)7087
・FAX 番号：0742(27)4636

表1　給水栓（浄水）　検査項目及び検査頻度

水質基準項目		検査頻度（回／年）			
		石打浄水場系	尾山浄水場系	月瀬浄水場系	桃香野浄水場系
1	一般細菌	12	12	12	12
2	大腸菌	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	4	4	4	4
4	水銀及びその化合物	4	4	4	4
5	セレン及びその化合物	4	4	4	4
6	鉛及びその化合物	4	4	4	4
7	ヒ素及びその化合物	4	4	4	4
8	六価クロム化合物	4	4	4	4
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12
11	フッ素及びその化合物	12	12	12	12
12	ホウ素及びその化合物	4	4	4	4
13	四塩化炭素	4	4	4	4
14	1,4-ジオキサン	4	4	4	4
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	4	4
16	ジクロロメタン	4	4	4	4
17	テトラクロロエチレン	4	4	4	4
18	トリクロロエチレン	4	4	4	4
19	ベンゼン	4	4	4	4
20	塩素酸	12	12	12	12
21	クロロ酢酸	4	4	4	4
22	クロロホルム	4	4	4	4
23	ジクロロ酢酸	4	4	4	4
24	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4
25	臭素酸	4	4	4	4
26	総トリハロメタン	4	4	4	4
27	トリクロロ酢酸	4	4	4	4
28	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4
29	ブロモホルム	4	4	4	4
30	ホルムアルデヒド	4	4	4	4
31	亜鉛及びその化合物	4	4	4	4
32	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	4
33	鉄及びその化合物	4	4	4	4
34	銅及びその化合物	4	4	4	4
35	ナトリウム及びその化合物	4	4	4	4
36	マンガン及びその化合物	4	4	4	4
37	塩化物イオン	12	12	12	12
38	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	4	4	4	4
39	蒸発残留物	4	4	4	4
40	陰イオン界面活性剤	4	4	4	4
41	ジェオスミン	12	12	12	12
42	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12
43	非イオン界面活性剤	4	4	4	4
44	フェノール類	4	4	4	4
45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	12	12
46	pH値	12	12	12	12
47	味	12	12	12	12
48	臭気	12	12	12	12
49	色度	12	12	12	12
50	濁度	12	12	12	12

表２　1日1回行う水質検査（市内給水栓毎日検査）

1日1回行う検査項目		評価	検査頻度（回／年）
			給水栓
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/l 以上	365

表３　原水　検査項目及び検査頻度

検査項目（回／年）			牛場川（石打浄水場原水）	ジゴク谷川（尾山浄水場原水）	二又川（月瀬浄水場原水）	矢川・滝谷川本流（桃香野浄水場原水）
水質基準項目	1	一般細菌	1	1	1	1
	2	大腸菌	1	1	1	1
	3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1
	4	水銀及びその化合物	1	1	1	1
	5	セレン及びその化合物	1	1	1	1
	6	鉛及びその化合物	1	1	1	1
	7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1
	8	六価クロム化合物	1	1	1	1
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1
	11	フッ素及びその化合物	1	1	1	1
	12	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1
	13	四塩化炭素	1	1	1	1
	14	1,4-ジオキサン	1	1	1	1
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1
	16	ジクロロメタン	1	1	1	1
	17	テトラクロロエチレン	1	1	1	1
	18	トリクロロエチレン	1	1	1	1
	19	ベンゼン	1	1	1	1
	20	塩素酸	－	－	－	－
	21	クロロ酢酸	－	－	－	－
	22	クロロホルム	－	－	－	－
	23	ジクロロ酢酸	－	－	－	－
	24	ジブロモクロロメタン	－	－	－	－
	25	臭素酸	1	1	1	1
	26	総トリハロメタン	－	－	－	－
	27	トリクロロ酢酸	－	－	－	－
	28	ブロモジクロロメタン	－	－	－	－
	29	ブロモホルム	－	－	－	－
	30	ホルムアルデヒド	－	－	－	－
	31	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1
	32	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1
	33	鉄及びその化合物	1	1	1	1
	34	銅及びその化合物	1	1	1	1
	35	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1
	36	マンガン及びその化合物	1	1	1	1
	37	塩化物イオン	1	1	1	1
	38	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	1	1	1	1
	39	蒸発残留物	1	1	1	1
	40	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1
	41	ジェオスミン	1	1	1	1
	42	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1
	43	非イオン界面活性剤	1	1	1	1
	44	フェノール類	1	1	1	1
	45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1	1	1	1
	46	ｐＨ値	1	1	1	1
	47	味	－	－	－	－
	48	臭気	1	1	1	1
	49	色度	1	1	1	1
	50	濁度	1	1	1	1

表４　クリプトスポリジウム及び指標菌の検査項目及び検査頻度

検査項目（回／年）		牛場川（石打浄水場原水）	ジゴク谷川（尾山浄水場原水）	二又川（月瀬浄水場原水）	矢川・滝谷川本流（桃香野浄水場原水）
1	大腸菌	4	4	4	4
2	嫌気性芽胞菌	4	4	4	4
3	クリプトスポリジウム及びジアルジア	―	―	―	2